

# 南相馬市環境測定結果

令和5年度版  
(令和3~4年度分)

令和6年3月

南相馬市 市民生活部 環境政策課

I. 環境の現況	1
I-1. 大気環境	1
1. 大気汚染と環境基準	1
2. 大気汚染の現状	1
I-2. 水質汚濁	5
1. 水質汚濁と環境基準	5
2. 水質汚濁の現状	5
I-3. 騒音・振動	11
1. 騒音・振動と環境基準	11
2. 騒音・振動の現状	11
I-4. 悪臭	18
1. 悪臭の現状	18
2. 悪臭防止対策	18
I-5. 化学物質(ダイオキシン類)	19
1. 化学物質(ダイオキシン類)と環境基準	19
2. 化学物質(ダイオキシン類)の現状	19
I-6. 地盤沈下	20
1. 地盤沈下とは	20
2. 地盤沈下の現状	20
I-7. 公害苦情	27
1. 種類別公害苦情発生件数	27
2. 公害苦情処理事務系統図	28
I-8. 環境放射線量測定	29
1. 空間放射線量率	29
2. 大気浮遊じんモニタリング	31
II. 特定(指定)工場等の届出状況	33
1. 法・県条例に基づく特定(指定)施設等の届出	33
III. 公害防止の施策と組織	36
1. 公害防止の施策	36
2. 公害行政組織	36
3. 主な公害測定機器の整備状況	36
4. 環境行政のあゆみ	37
<b>資料1 環境に関する基準等</b>	<b>41</b>
資料1-I. 大気質に関する基準	42
1. 大気汚染に係る環境基準	42
2. 大気環境濃度測定結果と環境基準との評価方法	43
3. 工場等の排出基準	44

資料 1-II. 水質に関する基準	46
1. 人の健康の保護に関する環境基準	46
2. 生活環境の保全に関する環境基準	47
資料 1-III. 騒音・振動に関する基準	56
1. 騒音に関する基準	56
2. 振動に関する基準	62
資料 1-IV. 悪臭防止法に基づく規制基準	64
1. 悪臭防止法に定める規制	64
<b>資料 2 南相馬市環境基本条例及び 南相馬市環境基本条例施行規則</b>	<b>69</b>
○南相馬市環境基本条例	70
○南相馬市環境基本条例施行規則	82
<b>資料 3 用語の解説</b>	<b>85</b>
○用語の解説	86

# I. 環境の現況

## I-1. 大気環境

### 1. 大気汚染と環境基準

大気汚染の原因となる物質としては、工場や事業所から排出される硫黄酸化物・窒素酸化物・ばいじん、自動車等の移動発生源から排出される一酸化炭素・炭化水素、物の燃焼や環境大気中の化学反応により発生するPM2.5（微粒子上物質）などがあります。硫黄酸化物及び窒素酸化物は酸性雨の原因となり、大気中の炭化水素などが太陽の紫外線によって化学反応を起こし光化学オキシダントが生成されます。

大気汚染物質は、濃度によって人の健康などに悪影響を及ぼすことがあります。そこで、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、環境基本法による環境基準が定められています。環境基準については、資料1（42ページ）を参照ください。

### 2. 大気汚染の現状

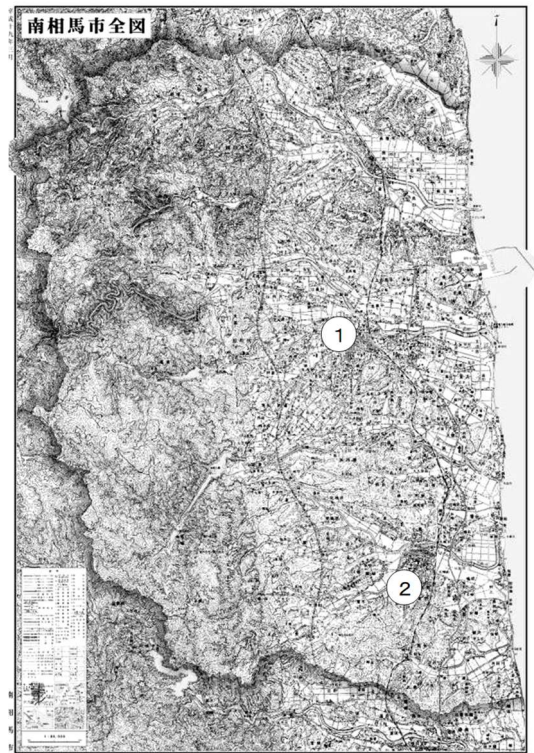
本市には、大気質の濃度を把握するため、仲町児童センター（原町区仲町）、東町児童公園（小高区東町）の計2地点に観測局が設置されています（両方とも県設置観測局）。

#### (1) 測定地点及び測定項目

測定地点及び地点別測定項目は、次のとおりです。

### 観測地点及び観測項目

観測項目	観測方法	観測地点名	
		仲町	東町
二酸化硫黄	紫外線蛍光法(乾式)	○	
窒素酸化物	化学発光法(乾式)	○	
浮遊粒子状物質	β線吸収法	○	○
光化学オキシダント	吸光光度法(乾式)	○	○



①仲町児童センター

②東町児童公園

## (2) 測定結果

## ◆令和2年度大気汚染物質測定濃度◆

区分		測定地点	
		仲町児童 センター (原町区)	東町児童 公園 (小高区)
二酸化硫 黄 (SO <sub>2</sub> )	年平均値		0ppm
	1時間値が0.1ppmを超えた	時間数	0時間
		割合	0%
	日平均値が0.04ppmを超えた	日数	0日
		割合	0%
	1時間値の最高値		0.009ppm
	日平均値の2%除外値		0.002ppm
	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無		無
	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数		0日
	環境基準による評価	短期的評価	適合
長期的評価		適合	
二酸化窒 素 (NO <sub>2</sub> )	年平均値		0.003ppm
	1時間値の最高値		0.022ppm
	1時間値が0.2ppmを超えた	時間数	0時間
		割合	0%
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の	時間数	0時間
		割合	0%
	日平均値が0.06ppmを超えた	日数	0日
		割合	0%
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の	日数	0日
		割合	0%
日平均値の年間98%値		0.006ppm	
98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数		0日	
環境基準による評価		適合	

※県測定。斜線は測定装置が未設置。

区分		測定地点		
		仲町児童センター (原町区)	東町児童公園 (小高区)	
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	昼間の1時間値の年平均値		0.035ppm	0.034ppm
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた	日数	23日	29日
		時間数	131時間	141時間
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の	日数	0日	0日
		時間数	0時間	0時間
	昼間の1時間値の最高値		0.088ppm	0.084ppm
	昼間の日最高1時間値の年平均値		0.043ppm	0.044ppm
環境基準による評価		不適合	不適合	
浮遊粒子状物質 (SPM)	年平均値		0.009mg/m <sup>3</sup>	0.011mg/m <sup>3</sup>
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を越えた	時間数	0時間	0時間
		割合	0%	0%
	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を越えた	日数	0日	0日
		割合	0%	0%
	1時間値の最高値		0.057mg/m <sup>3</sup>	0.088mg/m <sup>3</sup>
	日平均値の2%除外値		0.036mg/m <sup>3</sup>	0.056mg/m <sup>3</sup>
	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無		無	無
	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数		0日	0日
環境基準による評価	短期的評価	適合	適合	
	長期的評価	適合	適合	
微小粒子状物質 (PM2.5)	年平均値		7.2μg/m <sup>3</sup>	
	日平均値が35μg/m <sup>3</sup> を超えた	日数	0日	
		割合	0%	
	非黄砂期間における日平均値の年間98%値		20.0μg/m <sup>3</sup>	

※県測定

- ① 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)  
短期的・長期的ともに環境基準の評価に適合しています。
- ② 窒素酸化物 (NO<sub>2</sub>)  
短期的・長期的ともに環境基準の評価に適合しています。
- ③ 光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)  
環境基準値(0.06ppm)を越えた時間数は、仲町児童センターで131時間、東町児童公園で141時間ありました。  
しかし、光化学スモッグ注意報の発令基準(0.12ppm以上、かつ、この状態が継続すると判断される場合)になることはありませんでした。
- ④ 浮遊粒子状物質 (SPM)  
短期的・長期的ともに環境基準の評価に適合しています。
- ⑤ 微小粒子状物質 (PM2.5)  
年平均値・日平均値ともに環境基準の評価に適合しています。

### (3) 測定結果の経年変化

平成 30～令和 4 年度の大気汚染物質測定濃度結果の経年変化は次のグラフのとおりです。いずれの観測地点でも各項目とも基準値内で推移しており、良好な状態が継続しています。環境基準の詳細は、資料 1（43 ページ）を参照してください。

<p>(ppm) 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) 濃度測定結果 (日平均値の2%除外値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>濃度 (ppm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>0.001</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>0.001</td> </tr> </tbody> </table>	年度	濃度 (ppm)	H30	0.002	R1	0.002	R2	0.002	R3	0.001	R4	0.001	<p>環境基準： 0.04 ppm 以下 (達成)</p>						
年度	濃度 (ppm)																		
H30	0.002																		
R1	0.002																		
R2	0.002																		
R3	0.001																		
R4	0.001																		
<p>(ppm) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) 濃度測定結果 (日平均値の2%除外値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>濃度 (ppm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>0.008</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>0.009</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>0.009</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>0.007</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>0.006</td> </tr> </tbody> </table>	年度	濃度 (ppm)	H30	0.008	R1	0.009	R2	0.009	R3	0.007	R4	0.006	<p>環境基準： 0.06 ppm 以下 (達成)</p>						
年度	濃度 (ppm)																		
H30	0.008																		
R1	0.009																		
R2	0.009																		
R3	0.007																		
R4	0.006																		
<p>(ppm) 光化学オキシダント (O<sub>3</sub>) 測定結果 (昼間の1時間値の年平均値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>仲町 (ppm)</th> <th>東町 (ppm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>0.035</td> <td>0.033</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>0.034</td> <td>0.035</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>0.033</td> <td>0.034</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>0.035</td> <td>0.035</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>0.035</td> <td>0.034</td> </tr> </tbody> </table>	年度	仲町 (ppm)	東町 (ppm)	H30	0.035	0.033	R1	0.034	0.035	R2	0.033	0.034	R3	0.035	0.035	R4	0.035	0.034	<p>環境基準： 0.06 ppm 以下 (達成)</p>
年度	仲町 (ppm)	東町 (ppm)																	
H30	0.035	0.033																	
R1	0.034	0.035																	
R2	0.033	0.034																	
R3	0.035	0.035																	
R4	0.035	0.034																	
<p>(mg/m<sup>3</sup>) 浮遊粒子物質 (SPM) 測定結果 (日平均値の2%除外値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>仲町 (mg/m<sup>3</sup>)</th> <th>東町 (mg/m<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>0.030</td> <td>0.038</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>0.030</td> <td>0.040</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>0.028</td> <td>0.030</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>0.020</td> <td>0.025</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>0.022</td> <td>0.028</td> </tr> </tbody> </table>	年度	仲町 (mg/m <sup>3</sup> )	東町 (mg/m <sup>3</sup> )	H30	0.030	0.038	R1	0.030	0.040	R2	0.028	0.030	R3	0.020	0.025	R4	0.022	0.028	<p>環境基準： 0.10 mg/m<sup>3</sup> 以下 (達成)</p>
年度	仲町 (mg/m <sup>3</sup> )	東町 (mg/m <sup>3</sup> )																	
H30	0.030	0.038																	
R1	0.030	0.040																	
R2	0.028	0.030																	
R3	0.020	0.025																	
R4	0.022	0.028																	
<p>(μg/m<sup>3</sup>) 微小粒子物質 (PM<sub>2.5</sub>) 濃度測定結果 (年平均値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>濃度 (μg/m<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>6.2</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>7.2</td> </tr> </tbody> </table>	年度	濃度 (μg/m <sup>3</sup> )	H30	7.5	R1	6.5	R2	6.2	R3	6.0	R4	7.2	<p>環境基準： 15 μg/m<sup>3</sup> 以下 (達成)</p>						
年度	濃度 (μg/m <sup>3</sup> )																		
H30	7.5																		
R1	6.5																		
R2	6.2																		
R3	6.0																		
R4	7.2																		

## I-2. 水質汚濁

### 1. 水質汚濁と環境基準

水質汚濁の主な原因物質は、有機物などの栄養塩類、重金属や揮発性有機化合物(VOC)などの物質です。工場や事業所からの産業排水、家庭から排出される生活排水などが、水質汚濁の主な原因とされています。

水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する基準(以下、「健康項目」という。)」と「生活環境に関する基準(以下「生活環境項目」という。)」に分けられます。健康項目は、全水域一律の基準で、生活環境項目は、河川・湖沼・海域に分け、利用目的に応じて類型別に基準を定めています。環境基準については、資料1(46ページ)を参照ください。

### 2. 水質汚濁の現状

市では、公共用水域の水質汚濁の状況を把握するため、市内を流れる真野川水系、新田川水系、太田川水系、小高川水系及び宮田川水系の二級河川について、42地点を選定し、年2回水質の測定を実施しています。

また、県では、真野川、新田川及び小高川の各2地点を年12回、太田川については1地点を年4回、水質の測定を実施しています。

本市の主要な水質汚濁物質の発生源としては、製紙業、化学工業、食料品製造業などが挙げられますが、これらの発生源では排水処理施設を設置し、排水基準に適合する排水を行っています。

市では、水質汚濁物質の発生源について、排水を測定監視し、適切な行政指導を行うことにより公共用水域の水質保全に努めています。

#### (1) 河川水の水質測定

##### ① 測定項目及び地点

##### 測定項目

測定項目		単位
水素イオン濃度	pH	
溶存酸素量	DO	mg/L
生物化学的酸素要求量	BOD	mg/L
浮遊物質量	SS	mg/L
大腸菌数		CFU/100mL

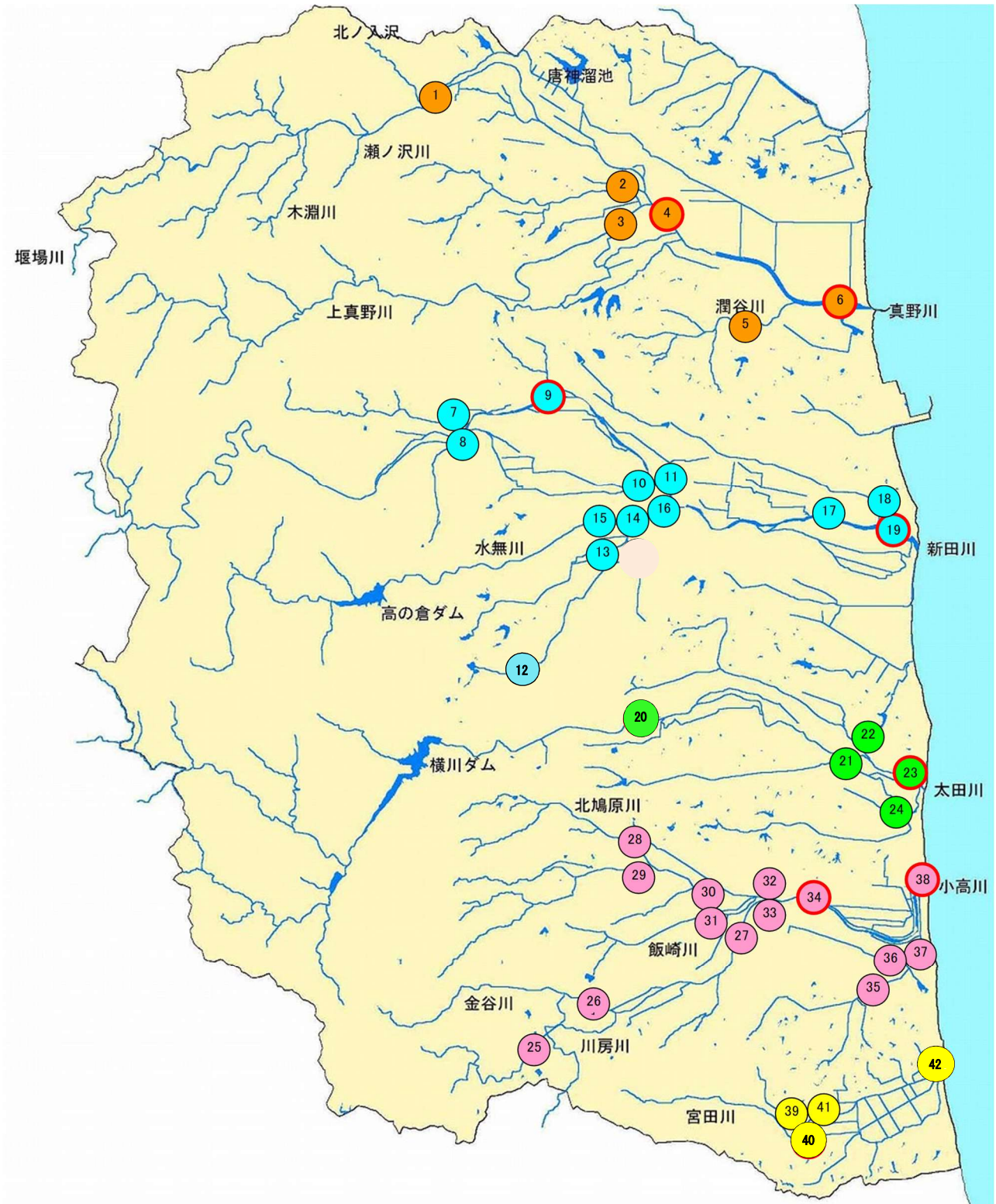


## 測定地点

No.	地区	水系	河川	地点	類型	備考
1	鹿島区	真野川	真野川	御山橋	A	
2	鹿島区	真野川	大日川	小沢橋	-	
3	鹿島区	真野川	上真野川	新小草橋	-	
4	鹿島区	真野川	真野川	落合橋	A	県測定地点
5	鹿島区	真野川	潤谷川	関根橋	-	
6	鹿島区	真野川	真野川	真島橋	A	県測定地点
7	原町区	新田川	北川	清水橋	-	
8	原町区	新田川	新田川	栢ノ木橋	A	
9	原町区	新田川	新田川	木戸内橋	A	県測定地点
10	原町区	新田川	境堀川	上江川橋	-	
11	原町区	新田川	新田川	新田橋	A	
12	原町区	新田川	笹部川	切付橋	-	
13	原町区	新田川	大木戸川	牛越橋	-	
14	原町区	新田川	大木戸川	道場橋	-	
15	原町区	新田川	水無川	水道橋	-	
16	原町区	新田川	水無川	新小川橋	-	
17	原町区	新田川	新田川	須賀内橋	A	
18	原町区	新田川	武須川	前川原橋	-	
19	原町区	新田川	新田川	鮭川橋	A	県測定地点
20	原町区	太田川	太田川	矢川原橋	-	
21	原町区	太田川	太田川	川畑橋	-	
22	原町区	太田川	牛川	雁唐橋	-	
23	原町区	太田川	太田川	丸山橋	-	県測定地点
24	原町区	太田川	鶴江川	野馬橋	-	
25	小高区	小高川	川房川	根岸橋	-	
26	小高区	小高川	小高川	西田橋	A	
27	小高区	小高川	小高川	吉名橋	A	
28	小高区	小高川	北鳩原川	道下橋	-	
29	小高区	小高川	前川	竹ノ内橋	-	
30	小高区	小高川	前川	搦手橋	-	
31	小高区	小高川	飯崎川	仲沖橋	-	
32	小高区	小高川	前川	琵琶橋(北)	-	
33	小高区	小高川	小高川	琵琶橋(南)	A	
34	小高区	小高川	小高川	善丁橋	A	県測定地点
35	小高区	小高川	泉沢川	福岡橋	-	
36	小高区	小高川	新川	堂田橋	-	
37	小高区	小高川	新川	越戸畑橋	-	
38	小高区	小高川	小高川	ハツカラ橋	A	県測定地点
39	小高区	小高川	岩落川	八龍崎橋	-	
40	小高区	小高川	宮田川	行津橋	-	
41	小高区	小高川	宮田川	宮田川橋	-	
42	小高区	小高川	宮田川	羽和形橋	-	

※河川区分は全て二級河川

# 測定地点位置図



②令和4年度測定結果

市が測定した河川水の水質測定結果(2回測定した平均値)は下表のとおりです。

地点No.	水系	河川	地点	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N 全窒素 (mg/L)	T-P 全りん (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
1	真野川	真野川	御山橋	A	7.6	9.5	0.6	2.0	0.41	0.014	105
4		真野川	落合橋	A	7.1	8.5	0.8	4.0	0.62	0.018	67
6		真野川	真島橋	A	7.6	7.8	1.0	3.5	0.71	0.039	45
8	新田川	新田川	栢ノ木橋	A	7.8	9.0	0.6	3.5	0.34	0.025	235
9		新田川	木戸内橋	A	7.8	8.7	0.6	2.5	0.35	0.023	130
11		新田川	新田橋	A	7.5	9.1	0.9	4.0	0.52	0.031	130
12		笹部川	切付橋	-	7.6	8.3	1.1	2.5	0.55	0.038	1,890
14		大木戸川	道場橋	-	7.6	8.7	0.7	11.0	1.85	0.043	800
16		水無川	新小川橋	-	7.7	8.8	0.6	1.5	1.25	0.019	175
17		新田川	須賀内橋	A	7.4	8.6	0.9	3.5	1.00	0.061	279
19		新田川	鮭川橋	A	7.2	8.6	0.8	5.0	1.00	0.070	426
20		太田川	太田川	矢川原橋	A	7.5	9.0	0.6	1.0未満	0.36	0.007
23	太田川		新常盤橋	-	7.4	7.1	0.8	9.0	0.67	0.070	188
24	鶴江川		野馬橋	-	7.0	5.6	0.9	11.5	0.83	0.101	280
25	小高川	川房川	根岸橋	-	7.5	8.7	0.5未満	1.5	0.39	0.013	53
26		小高川	西田橋	A	7.7	8.3	0.6	1.5	0.43	0.014	275
27		小高川	吉名橋	A	7.4	8.5	0.7	2.0	0.65	0.013	245
28		北鳩原川	道下橋	-	7.5	8.1	0.6	15.0	0.37	0.041	422
29		前川	竹ノ内橋	-	7.5	8.4	0.5未満	1.0	0.50	0.015	155
33		小高川	琵琶橋(南)	A	7.5	8.4	0.5未満	3.0	0.65	0.016	257
34		小高川	善丁橋	A	7.4	8.0	0.7	2.0	0.68	0.033	183
37		新川	越戸畑橋	-	7.5	6.2	2.0	21.0	0.82	0.170	120
38		小高川	ハツカラ橋	A	7.6	6.8	1.0	12.0	0.76	0.098	161
40	宮田川	宮田川	行津橋	-	7.6	8.2	0.6	3.5	0.45	0.051	770
41		宮田川	宮田川橋	-	7.5	8.1	0.7	6.0	0.49	0.051	395
42		宮田川	羽和形橋	-	8.0	7.2	0.9	5.0	0.76	0.084	84
環境基準(河川、類型A)					6.5以上 8.5以下	7.5mg/L 以上	2mg/L以下	25mg/L以下	-	-	300CFU /100mL以下

※環境省による水質汚濁に係る水質環境基準の見直しに基づき、令和4年度から測定項目の大腸菌群数を大腸菌数へ変更した。

※橋梁工事の完了に伴い、令和4年度からNo.23の測定地点(名)を丸山橋から新常盤橋へ変更した。

○令和3年度測定結果

No.	水系	河川	地点	類型	pH	DO	BOD	SS	T-N	T-P	大腸菌
						(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(MPN/100mL)
1	真野川	真野川	御山橋	A	7.6	9.3	0.4	5.5	0.35	0.015	4,345
2		大日川	小沢橋	-	7.7	9.1	1.1	11.6	0.55	0.040	10,850
3		上真野川	新小草橋	-	7.3	8.8	0.4	8.4	0.40	0.015	2,560
4		真野川	落合橋	A	7.3	8.9	0.8	8.9	0.65	0.025	10,950
5		潤谷川	関根橋	-	7.3	6.8	1.3	20.5	0.80	0.095	13,750
6		真野川	真島橋	A	7.8	8.9	1.0	11.8	0.85	0.055	8,550
7	新田川	北川	清水橋	-	7.2	9.1	0.9	6.0	0.95	0.015	410
8		新田川	栢ノ木橋	A	7.9	9.3	1.2	8.1	0.25	0.030	580
9		新田川	木戸内橋	A	7.9	9.2	0.8	3.8	0.30	0.020	275
10		境堀川	上江川橋	-	7.5	8.7	1.3	10.1	0.90	0.070	20,500
11		新田川	新田橋	A	7.7	9.4	1.1	4.7	0.65	0.030	8,745
12		笹部川	切付橋	-	7.7	9.0	1.4	11.7	0.70	0.090	44,100
13		大木戸川	牛越橋	-	7.6	9.1	1.6	10.1	2.10	0.055	19,500
14		大木戸川	道場橋	-	7.8	9.9	2.4	6.5	1.85	0.140	24,500
15		水無川	水道橋	-	7.7	8.8	1.3	12.5	0.50	0.040	3,095
16		水無川	新小川橋	-	7.8	9.4	1.2	6.3	1.00	0.045	12,450
17		新田川	須賀内橋	A	7.4	8.5	1.3	6.4	1.15	0.060	6,350
18		武須川	前川原橋	-	7.3	8.0	1.4	27.7	1.05	0.150	12,700
19	新田川	鮭川橋	A	7.5	9.1	1.5	13.0	1.25	0.095	24,000	
20	太田川	太田川	矢川原橋	A	7.9	9.0	0.9	6.0	0.40	0.020	14,650
21		太田川	川畑橋	-	7.1	8.6	0.6	7.3	0.45	0.040	8,550
22		牛川	雁唐橋	-	7.2	8.7	1.0	6.5	0.80	0.095	15,000
23		太田川	丸山橋	-	7.3	8.6	0.7	18.0	0.60	0.070	16,600
24		鶴江川	野馬橋	-	7.2	7.9	1.2	17.6	0.60	0.100	18,800
25	小高川	川房川	根岸橋	-	7.6	9.9	0.5	7.2	0.35	0.015	3,800
26		小高川	西田橋	A	7.7	9.8	0.6	8.5	0.40	0.015	4,775
27		小高川	吉名橋	A	7.4	9.9	0.7	11.0	0.75	0.020	8,770
28		北鳩原川	道下橋	-	7.1	7.7	0.6	13.8	0.40	0.050	17,610
29		前川	竹ノ内橋	-	7.5	9.9	0.7	35.9	0.80	0.045	3,610
30		前川	捌手橋	-	7.4	9.8	0.7	10.5	0.65	0.035	8,675
31		飯崎川	仲沖橋	-	7.4	9.6	1.0	27.2	1.30	0.120	27,850
32		前川	琵琶橋(北)	-	7.5	10.1	0.5	6.7	0.85	0.035	14,850
33		小高川	琵琶橋(南)	A	7.5	9.9	0.8	15.9	0.80	0.025	9,200
34		小高川	善丁橋	A	7.5	9.7	1.0	19.3	0.85	0.055	28,200
35		泉沢川	福岡橋	-	8.9	11.4	1.5	6.6	0.40	0.070	8,250
36		新川	堂田橋	-	7.5	5.9	1.5	45.9	1.35	0.225	48,700
37		新川	越戸畑橋	-	7.5	6.7	1.4	27.3	0.85	0.165	48,700
38	小高川	ハツカラ橋	A	7.7	8.5	0.8	20.6	0.75	0.065	6,900	
39	宮田川	岩落川	八龍崎橋	-	7.7	9.1	1.3	20.7	0.55	0.110	85,270
40		宮田川	行津橋	-	7.7	10.0	0.6	4.2	0.45	0.030	2,400
41		宮田川	宮田川橋	-	7.6	9.9	0.9	10.3	0.55	0.075	46,550
42		宮田川	羽和形橋	-	7.8	7.8	2.4	8.0	0.65	0.070	5,800
環境基準(河川、類型A)					6.5以上 8.5以下	7.5mg/L 以上	2mg/L 以下	25mg/L 以下	-	-	1,000MPN /100mL以下

水質汚濁を示す代表的な指標である BOD（生物化学的酸素要求量）や、水質の濁りに関する指標である SS（浮遊物質質量）は、ほとんどの地点で環境基準を達成しています。

③測定結果の経年変化

県が測定した河川水のうち、河川水の汚濁状況を示す代表的な測定項目である BOD の 75% 値(例:12 回測定した場合、数値の低い方から数えて 9 番目の値)は次のとおりです。

河川名		真野川		新田川		太田川	小高川	
調査地点		落合橋	真島橋	木戸内橋	鮭川橋	丸山橋	善丁橋	ハツカラ橋 (白金橋)
類型		A	A	A	A	-	A	A
年度	H17	1.3	1.3	1.2	1.6	1.4	1.2	1.3
	H18	1.0	1.3	0.9	1.3	1.1	1.4	1.5
	H19	1.3	1.3	1.3	1.9	1.7	1.7	1.7
	H20	1.4	1.3	1.0	1.4	0.9	1.5	1.8
	H21	1.3	1.2	1.3	1.4	1.0	1.5	1.7
	H22	1.0	1.2	1.2	1.4	0.6	1.3	1.5
	H23	1.0	0.8	0.8	1.1	-	-	-
	H24	1.0	1.2	0.6	0.8	-	-	-
	H25	1.3	1.1	0.7	1.0	-	1.0	1.4
	H26	1.3	0.9	0.8	1.1	-	0.9	1.1
	H27	1.5	1.5	1.2	1.3	-	1.4	1.4
	H28	0.6	1.2	0.5	1.4	1.0	0.9	0.6
	H29	0.8	0.8	0.6	0.8	-	0.6	0.6
	H30	0.9	0.7	0.7	0.9	-	1.0	0.8
	R1	1.0	1.1	0.8	0.9	-	1.5	1.3
	R2	0.9	0.8	0.7	0.8	-	1.0	0.9
	R3	1.0	1.0	0.8	1.0	-	0.8	1.0
R4	1.0	0.8	0.5	0.9	-	1.2	1.0	

※横線(―)は原発事故の影響により調査見送り。

※ハツカラ橋は、橋梁工事のため、平成 25 年度から令和元年度まで白金橋で測定を実施。

※太田川(丸山橋)は原発事故の影響により平成 23 年度から 27 年度まで調査見送り。

※令和 4 年度については速報値。

(2) 事業場排水の水質測定

市内の水質汚濁防止法に規定する規制対象事業場で、1 日の排出水量が 30 m<sup>3</sup>を超える特定事業場のうち、4 事業場（令和 3 年度までは 6 事業所）について立入調査をするとともに、水質の監視を行いました。

①測定項目

測定項目は、pH、BOD、SS、銅等で、対象事業場の事業内容に応じて測定項目を選択しています。対象事業場には、測定結果を通知して排水処理施設の適切な管理を依頼しています。

また、基準を超過していた場合には、県に指導を依頼することになっています。

## I-3. 騒音・振動

### 1. 騒音・振動と環境基準

騒音は、各種公害の中でも日常生活に最も関係の深い問題であり、その発生源は多種多様にわたっています。また、騒音は一般に「好ましくない音」と言われるとおり、個人の感覚に大きく左右されるため、心理的・感覚的な要素が多いことから解決の困難な公害ともいわれています。

騒音に関しては、「騒音に係る環境基準」のほか「騒音に係る『道路に面する地域』の環境基準」等が定められています。環境基準・地域区分については、資料1（56ページ）を参照ください。

### 2. 騒音・振動の現状

騒音問題に関しては福島県生活環境の保全に関する条例による規制がなされていますが、近隣関係にも深くかかわるものであり、法律や条例のみで解決することは困難です。騒音によるトラブルの防止のためには、常日頃から近隣と良好な関係を築き、互いに心配りをするのが重要です。

#### (1) 自動車騒音の測定

本市では、市内の主要幹線道路における自動車交通騒音の測定と自動車交通量の調査を実施しています。

①幹線道路自動車騒音測定結果は、下表のとおりです。

令和4年度幹線道路自動車騒音測定結果

測定地点	道路名	地域区分	要請限度(dB)		等価騒音レベル(dB)	
			昼間 (6～22時)	夜間 (22～6時)	昼間 (6～22時)	夜間 (22～6時)
①小高区上町二丁目地内	県道浪江鹿島線	B	75	70	67.9	65.9
②小高区本町二丁目地内	県道浪江鹿島線	B	75	70	72.9	69.1
③小高区大井字花輪下地内	国道6号	C	75	70	67.3	59.3
④小高区東町二丁目地内	県道北泉小高線	B	75	70	65.1	56.2
⑤鹿島区鹿島字北田地内	国道6号	C	75	70	63.4	54.3
⑥鹿島区横手字町田地内	県道浪江鹿島線	B	75	70	64.1	55.0
⑦原町区仲町二丁目地内	市道原町高倉線	A	70	65	65.2	56.9
⑧原町区高見町二丁目地内	県道下渋佐南新田線	C	75	70	62.7	52.7
⑨原町区本陣前一丁目地内	県道浪江鹿島線	C	75	70	72.4	69.0
⑩原町区桜井町一丁目地内	主要地方道原町川俣線	C	75	70	65.4	57.5
⑪原町区三島町二丁目地内	主要地方道原町二本松線	C	75	70	69.9	66.4
⑫原町区日の出町地内	国道6号	C	75	70	67.0	57.9
⑬原町区青葉町二丁目地内	県道小浜字町線	C	75	70	64.9	55.7
⑭原町区高見町一丁目地内	国道6号	C	75	70	63.8	53.6

②測定結果の経年変化

幹線道路における自動車騒音測定結果の経年変化は、次表のとおりです。

昼間においては測定結果は要請限度を下回っている状況です。今後も道路に面する地域の騒音環境を継続的に監視していきます。

(昼間)

測定地点	道路名	車線数	地域区分	要請限度 (dB)	年度別等価騒音レベル (dB)									
					H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
①小高区 上町二丁目地内	県道 浪江鹿島線	2	B	75	-	-	-	66.7	55.9	63.8	69.1	67.2	66.4	65.4
②小高区 大井字花輪下地内	国道6号	2	C	75	-	-	-	67.8	74.1	76.6	69.4	72.3	72.4	72.4
③鹿島区 鹿島字鹿島地内	国道6号	2	C	75	68.9	70.8	73.1	72.6	65.0	72.2	72.6	71.8	72.6	72.9
④鹿島区 横手字町田地内	県道 浪江鹿島線	2	B	75	62.3	64.2	66.8	65.9	72.5	70.0	64.2	63.3	65.1	64.1
⑤原町区 仲町二丁目地内	市道 原町高倉線	2	A	70	62.2	56.4	62.5	60.3	62.4	66.3	67.8	63.8	64.0	63.8
⑥原町区 高見町二丁目地内	県道 下渋佐南新田線	2	C	75	62.1	62.7	62.6	63.3	65.1	61.1	63.1	62.3	62.5	62.7
⑦原町区 本陣前一丁目地内	県道 浪江鹿島線	2	C	75	62.6	64.3	65.3	64.0	62.6	64.2	63.5	62.5	63.0	63.4
⑧原町区 桜井町一丁目地内	主要地方道(県) 原町川俣線	2	C	75	64.2	64.9	64.6	67.4	62.5	66.8	66.6	66.1	66.9	67.3
⑨原町区 三島町二丁目地内	主要地方道(県) 原町二本松線	2	C	75	63.6	64.8	63.8	63.1	62.6	62.6	63.9	63.9	65.0	65.1
⑩原町区 日の出町地内	国道6号	2	C	75	64.8	65.5	67.4	66.6	70.3	67.9	68.6	67.6	68.7	67.9
⑪原町区 青葉町二丁目地内	県道 小浜字町線	2	C	75	-	-	-	-	-	-	62.8	63.5	65.1	65.2
⑫小高区 東町二丁目地内	県道 浪江鹿島線	2	B	75	-	-	-	-	-	-	60.6	-	-	-
⑬小高区 東町一丁目地内	県道 小高停車場線	2	C	75	-	-	-	-	-	-	52.2	-	-	-
⑬原町区 高見町一丁目地内	国道6号	2	C	75	-	-	-	-	-	-	-	68.2	-	69.9
⑭原町区 北町地内	主要地方道(県) 原町川俣線	2	C	75	-	-	-	-	-	-	-	64.5	-	-
⑮原町区 上町三丁目地内	主要地方道(県) 原町浪江線	2	B	75	-	-	-	-	-	-	-	59.6	-	-
⑯鹿島区 鹿島字町地内	県道 鹿島停車場線	2	C	75	-	-	-	-	-	-	-	-	57.8	-
⑰鹿島区 西町一丁目地内	県道 大芦鹿島線	2	B	75	-	-	-	-	-	-	-	-	60.9	-
⑱鹿島区 西町三丁目地内	県道 草野大倉鹿島線	2	B	75	-	-	-	-	-	-	-	-	58.4	-
⑲小高区 本町二丁目地内	県道 浪江鹿島線	2	B	75	-	-	-	-	-	-	-	-	-	67.0
⑳小高区 東町二丁目地内	県道 北泉小高線	2	B	75	-	-	-	-	-	-	-	-	-	64.9

※小高区は、(平成24年度から)平成27年度まで、原発事故の影響により調査見送り。

※令和元年度から測定地点を13地点、令和2年度から14地点とした。

## (夜間)

測定地点	道路名	車線数	地域区分	要請限度 (dB)	年度別等価騒音レベル(dB)									
					H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
①小高区 上町二丁目地内	県道 浪江鹿島線	2	B	70	-	-	-	53.4	56.1	54.6	62.1	58.4	58.4	57.5
②小高区 大井字花輪下地内	国道6号	2	C	70	-	-	-	65.9	71.6	72.3	66.3	69.5	69.1	69.0
③鹿島区 鹿島字鹿島地内	国道6号	2	C	70	58.8	69.3	70.0	70.0	62.6	69.5	69.2	69.2	69.1	69.1
④鹿島区 横手字町田地内	県道 浪江鹿島線	2	B	70	54.2	53.1	59.6	56.6	64.6	61.7	54.7	55.9	57.3	55.0
⑤原町区 仲町二丁目地内	市道 原町高倉線	2	A	65	50.1	45.1	50.0	50.0	58.0	60.5	57.6	52.3	52.7	53.6
⑥原町区 高見町二丁目地内	県道 下洪佐南新田線	2	C	70	55.0	50.4	51.0	52.2	60.2	51.1	53.3	51.2	52.2	52.7
⑦原町区 本陣前一丁目地内	県道 浪江鹿島線	2	C	70	54.2	56.4	57.1	62.0	55.3	57.6	55.7	54.0	54.3	54.3
⑧原町区 桜井町一丁目地内	主要地方道(県) 原町川俣線	2	C	70	56.9	56.8	57.6	60.6	51.8	59.0	60.0	59.2	59.1	59.3
⑨原町区 三島町二丁目地内	主要地方道(県) 原町二本松線	2	C	70	56.1	57.1	56.1	57.7	58.1	55.3	55.5	54.5	56.5	56.2
⑩原町区 日の出町地内	国道6号	2	C	70	57.7	62.7	64.3	63.3	65.9	66.1	65.6	65.4	65.4	65.9
⑪原町区 青葉町二丁目地内	県道 小浜字町線	2	C	70	-	-	-	-	-	-	-	54.6	55.9	56.9
⑫小高区 東町二丁目地内	県道 浪江鹿島線	2	B	70	-	-	-	-	-	-	54.1	-	-	-
⑬小高区 東町一丁目地内	小高停車場線	2	C	70	-	-	-	-	-	-	42.7	-	-	-
⑬原町区 高見町一丁目地内	国道6号	2	C	70	-	-	-	-	-	-	-	65.2	-	66.4
⑭原町区 北町地内	主要地方道(県) 原町川俣線	2	C	70	-	-	-	-	-	-	-	58.7	-	-
⑮原町区 上町三丁目地内	主要地方道(県) 原町浪江線	2	B	70	-	-	-	-	-	-	-	48.5	-	-
⑯鹿島区 鹿島字町地内	県道 鹿島停車場線	2	C	70	-	-	-	-	-	-	-	-	47.2	-
⑰鹿島区 西町一丁目地内	県道 大芦鹿島線	2	B	70	-	-	-	-	-	-	-	-	52.3	-
⑱鹿島区 西町三丁目地内	県道 草野大倉鹿島線	2	B	70	-	-	-	-	-	-	-	-	48.7	-
⑲小高区 本町二丁目地内	県道 浪江鹿島線	2	B	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57.9
⑳小高区 東町二丁目地内	県道 北泉小高線	2	B	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55.7

※小高区は、(平成24年度から)平成27年度まで、原発事故の影響により調査見送り。

※令和元年度から測定地点を13地点、令和2年度から14地点とした。



③自動車騒音常時監視(面的評価)の結果について

騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、市では、市内の主要道路の自動車騒音に係る環境基準の達成状況を把握するために自動車騒音常時監視を行っています。この事務は、平成24年度に県から本市へと移譲されました。

面的評価とは、幹線道路に面した地域(道路端から50mの範囲)において、個々の建物ごとの騒音レベルを推計し、環境基準を超過する住居等の戸数の割合を算出する道路交通騒音の評価方法です。

市内には21箇所の測定地点があり、年度ごとに数地点を選択し測定しています。

令和2年度から平成30年度までの調査区間における面的評価の結果は、次のとおりです。

令和4年度道路に面する地域における騒音測定(面的評価)結果

路線名	測定区間		評価戸数	環境基準達成戸数				環境基準達成率(%)			
	始点	終点		昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
一般国道6号	原町区北原	原町区高見町	38	37	1	0	0	97.4%	2.6%	0.0%	0.0%
一般国道6号	小高区福岡	小高区大井	8	3	5	0	0	37.5%	62.5%	0.0%	0.0%
一般国道6号	原町区高見町	原町区高見町	16	16	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般国道6号	鹿島区鹿島	鹿島区横手	22	16	4	0	2	72.7%	18.2%	0.0%	9.1%
原町川俣線	原町区高見町	原町区本町	408	408	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
原町二本松線	原町区本町	原町区西町	184	184	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
浪江鹿島線	原町区中太田	原町区南町	253	253	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
浪江鹿島線	小高区本町	小高区上町	102	102	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
浪江鹿島線	小高区小高	原町区矢川原	54	54	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
浪江鹿島線	鹿島区あさひ	鹿島区横手	234	234	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小浜字町線	原町区北原	原町区本町	294	294	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
下渋佐南新田線	原町区上渋佐	原町区高見町	105	105	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	12区間		1,718	1,706	10	0	2	99.3%	0.6%	0.0%	0.1%

令和3年度道路に面する地域における騒音測定(面的評価)結果

路線名	測定区間		評価戸数	環境基準達成戸数				環境基準達成率(%)			
	始点	終点		昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
一般国道6号	原町区北原	原町区高見町	41	40	1	0	0	97.6%	2.4%	0.0%	0.0%
一般国道6号	小高区福岡	小高区大井	7	5	2	0	0	71.4%	28.6%	0.0%	0.0%
一般国道6号	鹿島区鹿島	鹿島区横手	22	16	4	0	2	72.7%	18.2%	0.0%	9.1%
原町川俣線	原町区高見町	原町区本町	413	413	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
原町二本松線	原町区本町	原町区西町	173	173	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
浪江鹿島線	原町区中太田	原町区南町	255	255	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
浪江鹿島線	小高区本町	小高区上町	103	103	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
浪江鹿島線	鹿島区あさひ	鹿島区横手	232	232	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
鹿島停車場線	鹿島区鹿島	鹿島区鹿島	35	35	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小浜字町線	原町区北原	原町区本町	300	300	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
下渋佐南新田線	原町区上渋佐	原町区高見町	101	101	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
大芦鹿島線	鹿島区鹿島	鹿島区鹿島	11	11	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
草野大倉鹿島線	鹿島区横手	鹿島区横手	27	27	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	13区間		1,720	1,711	7	0	2	99.5%	0.4%	0.0%	0.1%

④高速道路騒音測定

平成 24 年 4 月に常磐自動車道南相馬 IC-相馬 IC 間が開通したことに伴い、本市は、福島県高速交通公害対策連絡会議に加盟しました。年度ごとに地点を決め、騒音が近隣に及ぼす影響を測定しています。

なお平成 27 年 3 月には、常磐自動車道が全線開通しました。

高速道路騒音測定結果

1 測定地点 原町区深野字仲山地内

25m 及び 50m 地点に騒音計を設置

測定年度 (測定年月日)	道路からの 距離	等価騒音レベル平均 (dB)			
		昼間 6~22 時		夜間 22~翌 6 時	
		測定値	要請限度	測定値	要請限度
令和 4 年度 (R4. 6. 1~6. 2)	25m	50. 1	75	47. 4	70
	50m	50. 5		46. 8	
令和 3 年度 (R3. 5. 26~5. 27)	25m	50. 9	75	47. 8	70
	50m	52. 2		49. 4	

2 測定地点 鹿島区山下字滝迫地内

25m 及び 50m 地点に騒音計を設置

測定年度 (測定年月日)	道路からの 距離	等価騒音レベル平均 (dB)			
		昼間 6~22 時		夜間 22~翌 6 時	
		測定値	要請限度	測定値	要請限度
令和 4 年度 (R4. 9. 5~9. 6)	25m	53. 4	75	57. 8	70
	50m	53. 0		52. 6	
令和 3 年度 (R3. 9. 2~9. 3)	25m	53. 6	75	55. 3	70
	50m	53. 3		52. 3	

- 3 測定地点 小高区羽倉字君ヶ沢地内  
25m 及び 50m 地点に騒音計を設置。

測定年度 (測定年月日)	道路からの 距離	等価騒音レベル平均 (dB)			
		昼間 6～22 時		夜間 22～翌 6 時	
		測定値	要請限度	測定値	要請限度
令和 4 年度 (R4. 7. 25～7. 26)	25m	53. 8	75	50. 2	70
	50m	52. 4		51. 4	
令和 3 年度 (R3. 9. 9～9. 10)	25m	56. 1	75	55. 1	70
	50m	51. 7		54. 8	

## (2) 環境騒音の測定

市は、都市計画法に定める用途地域における環境騒音の実態を把握するため、市内 10 地点において、環境騒音の測定を実施しています。環境基準・地域区分については、資料 1 (56 ページ) を参照ください。

各年度における環境騒音測定結果は、以降の表のとおりです。

年度によって、環境基準を超過する地点が発生しています。今後も継続監視を行います。

### (昼間)

測定地点	環境基準 準類型	環境 基準	年度別等価騒音レベル(dB)								
			H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
①小高区関場二丁目地内	A	55	-	-	50.6	45.3	46.0	50.3	44.6	44.5	52.5
②小高区上町一丁目地内	C	60	-	-	44.9	44.8	45.5	51.5	45.9	43.3	57.9
③鹿島区西町二丁目地内	B	55	52.0	40.1	43.5	35.5	44.0	45.8	65.8	42.5	47.3
④鹿島区鹿島字町地内	C	60	39.1	51.2	42.6	56.1	55.6	66.6	46.0	40.2	43.2
⑤原町区仲町二丁目地内	A	55	41.2	46.3	50.6	45.8	49.2	45.2	54.2	47.8	51.0
⑥原町区桜井町一丁目地内	A	55	54.6	45.1	58.0	38.5	47.3	45.5	53.4	43.3	47.1
⑦原町区二見町一丁目地内	B	55	39.1	40.7	41	44.8	43.3	46.6	48.6	41.8	54.1
⑧原町区大町二丁目地内	C	60	55.1	48.8	44.1	43.1	52.9	41.4	51.5	47.8	64.1
⑨原町区栄町三丁目地内	C	60	40.0	43.5	54.4	54.3	60.4	45.6	47.5	52.3	52.1
⑩原町区旭町四丁目地内	C	60	38.6	45.3	46.5	50.1	46.6	45.4	47.2	43.9	45.9

※小高区は、平成 24 年度から平成 27 年度までの間、原発事故の影響により調査見送り。

### (夜間)

測定地点	環境基準 準類型	環境 基準	年度別等価騒音レベル(dB)								
			H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
①小高区関場二丁目地内	A	45	-	-	34.3	27.7	34.9	45.3	32.7	32.6	40.9
②小高区上町一丁目地内	C	50	-	-	37.1	33.9	35.1	55.0	36.4	34.9	50.1
③鹿島区西町二丁目地内	B	45	38.4	31.4	39.6	29.5	33.3	32.4	43.4	34.0	42.1
④鹿島区鹿島字町地内	C	50	26.3	34.1	34.4	39.4	49.7	48.7	38.7	35.4	43.6
⑤原町区仲町二丁目地内	A	45	38.1	40.2	45.1	45.9	37.7	39.8	57.4	46.9	42.9
⑥原町区桜井町一丁目地内	A	45	58.0	39.6	50.2	32.8	37.9	37.7	52.6	40.4	44.0
⑦原町区二見町一丁目地内	B	45	51.0	35.7	37.0	36.4	38.4	42.1	38.4	35.2	50.3
⑧原町区大町二丁目地内	C	50	40.9	36.4	46.7	45.6	51.5	34.2	38.9	46.9	59.8
⑨原町区栄町三丁目地内	C	50	31.8	37.4	41.2	50.7	53.4	37.7	42.4	56.6	54.3
⑩原町区旭町四丁目地内	C	50	39.8	38.4	42.5	42.7	43.6	45.9	39.2	40.4	45.2

※小高区は、平成 24 年度から平成 27 年度までの間、原発事故の影響により調査見送り。

## I-4. 悪臭

### 1. 悪臭の現状

悪臭は、その不快なおいにより生活環境を損ない、主に感覚的・心理的な被害を与えるものです。汚染物質等の蓄積はないものの、その影響が広範囲に広がることも少なくありません。

悪臭の大部分は、低濃度・多成分の臭気物質から成り立ち、これらが複合して臭覚に作用します。しかし、臭覚には個人差があり、特定の人には悪臭として感じられても他の人は感じないといった場合や、一般的にはいいにおいとされるものでも強さや頻度、時間によっては悪臭と感じられる場合もあります。

悪臭の問題は、それが感覚的な影響を与えるものであるという特徴に加え、次のような理由により、他の公害と比べ、解決が著しく困難であると言われています。

- ①臭気の原因物質の中には法的に規制を受けないものがあること
- ②悪臭の濃度が極めて低濃度であることが多いこと
- ③小規模な事業所等が原因の場合が多いこと
- ④地域の間関係や土地の境界争いといった別の要素が加わる場合もあること

### 2. 悪臭防止対策

「悪臭防止法」により、工場などの事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出は規制されています。「悪臭防止法」における規制基準等は、資料1（64ページ）を参照ください。

## I-5. 化学物質(ダイオキシン類)

### 1. 化学物質(ダイオキシン類)と環境基準

我々の生活や産業活動には、多種多様な化学物質が使用されており、豊かな生活を支えています。しかし、化学物質の中には、環境や生物への悪影響が懸念される物質も含まれます。

中でも、ダイオキシン類は、人の生命・健康に重大な影響を与え、世代を超えた深刻な影響をもたらす物質であると考えられています。ダイオキシン類対策特別措置法では、大気の汚染、水質(水底の底質を含む)の汚濁、土壌の汚染に関し、環境基準を定めています。

### 2. 化学物質(ダイオキシン類)の現状

本市では、ダイオキシン類による環境汚染の現状を把握するため、年1回市内各所において大気・土壌の測定を実施しています。

大気中のダイオキシン類については平成12年度から継続して測定を実施しており、土壌中のダイオキシン類については平成10年度以降、測定地点等を変えながら断続的に測定を実施しています。近年の測定結果は下表のとおりで、いずれの測定結果も環境基準を下回っています。

#### ダイオキシン類測定結果(大気) 経年変化

測定地点	環境基準	年度別測定結果(μg-TEQ/m <sup>3</sup> )									
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
①石神生涯学習センター	0.6μg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	0.0068	0.0090	0.0052	0.0068	0.0080	0.0059	0.0059	0.012	0.0096	0.0029
②大甕生涯学習センター		0.0090	0.0065	0.0078	0.0058	0.0044	0.0073	0.0048	0.0050	0.0056	0.0042
③太田生涯学習センター		0.0120	0.0089	0.011	0.0071	0.0097	0.0076	0.0056	0.0049	0.0050	0.0041
④高平生涯学習センター		0.0059	0.0087	0.046	0.017	0.0063	0.0071	0.011	0.011	0.015	0.010
⑤原町区深野館		0.2300	0.0062	0.0052	0.01	0.0052	0.0066	0.0067	0.0040	0.0035	0.0037
⑥浮舟文化会館		-	0.0056	0.0084	0.0059	0.0065	0.0048	0.0042	0.013	0.0038	0.0059
⑦鹿島西部コミュニティセンター		0.0093	0.0070	0.0061	0.064	0.0066	0.0071	0.0054	0.0048	0.0031	0.0039

※μg …ピコグラム(1兆分の1グラム)

※TEQ…ダイオキシン類の中で最大の毒素を有する2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した量

※浮舟文化会館は(平成23年度から)平成25年度までの間、原発事故の影響により調査見送り。

#### ダイオキシン類測定結果(土壌) 経年変化

測定地点	環境基準	年度別測定結果(μg-TEQ/g)							
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
①小高区蛸沢地内	1000μg-TEQ/g 以下	13	14	58	19	14	14	15	12
②鹿島区塩崎地内		-	-	4.2	5.3	8.0	5.9	9.2	6.6
③原町区上北高平地内		-	-	0.0085	0.0079	0.017	0.011	0.072	0.092

※μg …ピコグラム(1兆分の1グラム)

※TEQ…ダイオキシン類の中で最大の毒素を有する2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した量

## I-6. 地盤沈下

### 1. 地盤沈下とは

地盤沈下は、地表面が徐々に沈下していく現象で、建築物や土木建造物等に直接的な被害を及ぼすなど生活環境を著しく悪化させ、また、ひとたびこの現象が起こるとその回復はほとんど不可能であるといわれています。

地盤沈下の原因は、地下水の過剰な採取や鉱物の採取によるもの等がありますが、全国的にみると地下水の過剰な採取がその大半を占めています。

### 2. 地盤沈下の現状

#### (1) 地盤沈下の経過

昭和 30 年頃から旧原町市大甕地区を中心に地盤沈下が認められましたが、その被害の面積は約 2,500ha(うち農用地 1,500ha)にのぼっており、水田や道路の不等沈下、地割れ、井戸水の枯渇等の被害が発生しました。

沈下原因としては、沈下の発生時期と工場及び農業用地の開発等による地下水の利用増加の時期とが一致していることから、地下水の過剰な採取によるものと考えられます。

このため、地下水の過剰な採取を規制するものとして、昭和 49 年に原町市公害対策条例の一部改正を行い、市街地を中心に約 93 km<sup>2</sup>の地域を地下水採取規制地域に指定しました。これにより、同条例に基づく指定地域内で、新たに揚水設備を設置する場合には、許可を受けることが必要となりました。

さらに、昭和 54 年 6 月に大甕地区周辺地域約 41 km<sup>2</sup>が工業用水法に基づく指定地域となり、また表流水への水源転換のため、県が事業主体となって旧原町市南部を流下する太田川の上流に建設していた「横川ダム」の本体が昭和 58 年 3 月 15 日に完成し、表流水が確保される見込みとなったため、昭和 58 年 10 月 1 日に工業用水法に基づく井戸の水源転換命令が告示され、1 年後の昭和 59 年 10 月 1 日以降は工業用水法施行規則に定める許可基準を満たさない既設井戸の使用が禁止されました。

#### (2) 地盤沈下の調査監視体制及び調査結果

地盤沈下防止対策を進める上で重要なことは、沈下の実態を把握することです。このために、水準測量によりその地域全体の沈下量を調査するとともに、観測井による地層別収縮量や地下水位との関連性も調査する必要があります。

##### ① 水準測量による調査

昭和 48 年度以降、市が独自に沈下量の顕著な地域を中心として、38 地点において水準測量調査を実施しました。(最後の調査は、平成 16 年度に実施)。

国土地理院による水準測量結果を含め、昭和 30 年から平成 8 年 3 月までの累計沈下量をみると、米々沢地区で最大 165cm に達しています。大甕地区においても約 144cm 沈下しており、このことから大甕、高及び米々沢一帯が、地盤沈下の中心になっているとみられます。

しかし、沈下の傾向は、昭和 30 年から昭和 49 年までは顕著でしたが、その後は鈍化しており、安定した状況です。

## ②観測井による調査

大甕地区に深さ 30m と 200m の 2 本の観測井を昭和 49 年に設置し、それぞれに沈下計と水位計を取り付けて観測を行っています。

地下水位の変化についてみると、両観測井ともに工業用水給水開始頃から急速に水位が上昇し、その値は、供用開始後 2 年間で 30m 観測井が約 5.2m、200m 観測井が約 9.5m となっています。これは、水源転換命令により工業井戸からの取水が停止されたことによる地下水位の上昇と考えられます。

なお、平成 23 年度は、東日本大震災による機器の破損のため測定を見送りましたが、平成 24 年度から測定を再開しています。

## (3)地盤沈下防止対策事業

工業用水及び農業用水として利用していた地下水を表流水へ転換するため、「横川ダム」の建設及び農業用水路等の整備を行い、また、過去に被害が大きく営農上緊急対策を必要とする農地及び農業用施設について復旧工事を行いました。

### ○原町地区地盤沈下対策事業

事業費	2,262,000 千円
工期	着手…昭和 50 年 完了…昭和 61 年

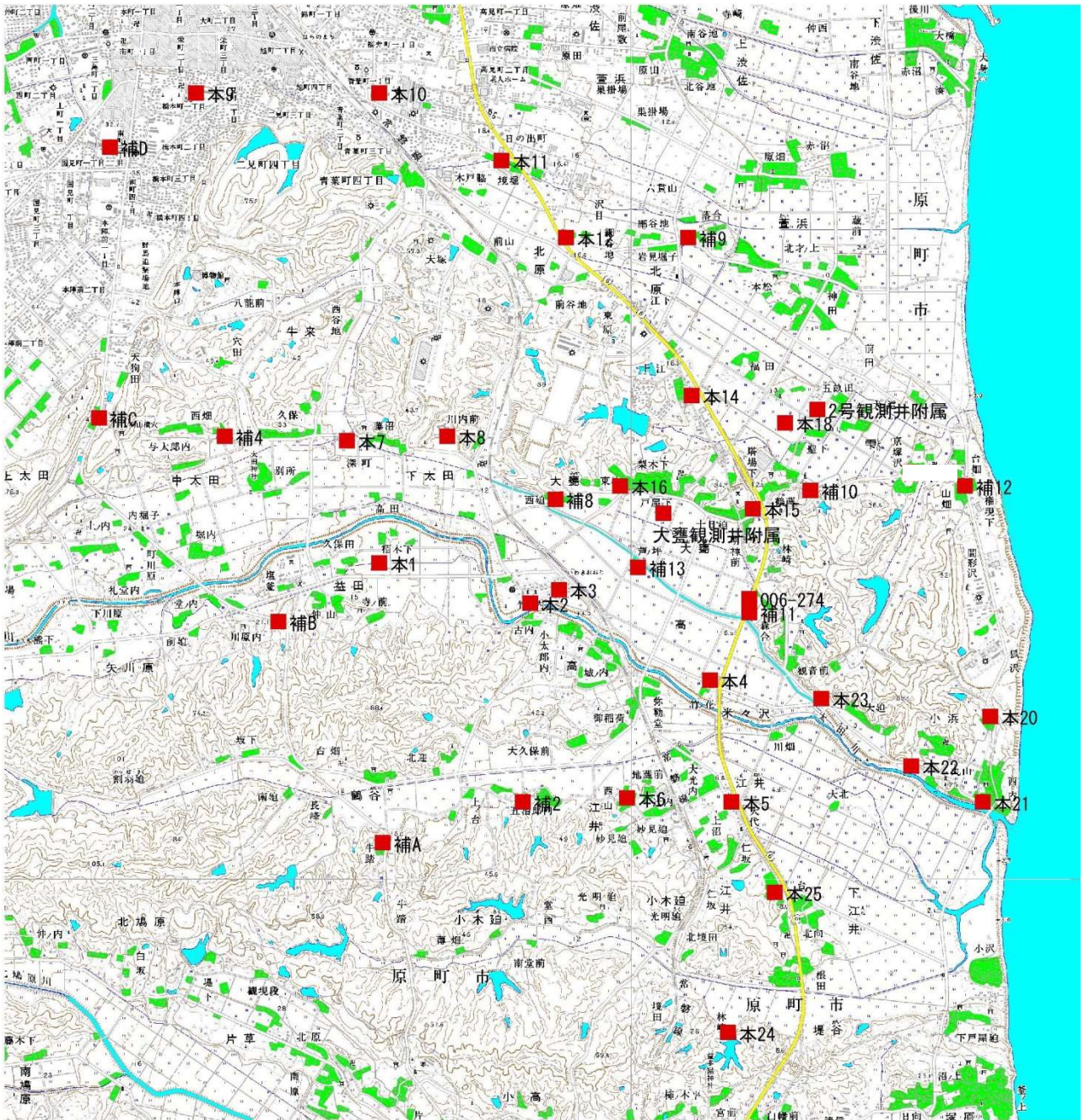
### ①水源転換施設横川ダム

型式	直線重力式コンクリートダム
堤長	200m
堤高	78.5m
最大取水量	農業 2.028 立方メートル/秒 工業 34,000 立方メートル/日
貯水量	1,365 万立方メートル

### ②農業用施設復旧工事

排水機場	2 棟
水路工	20.7km
溜池改修	7 箇所

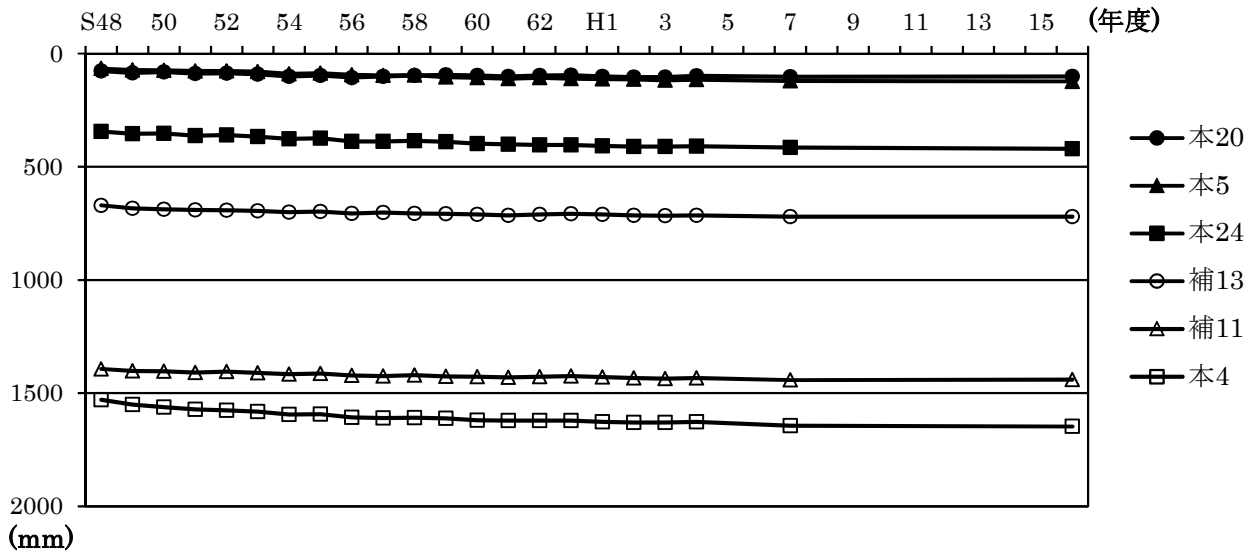




**水準測量点**

地区	水準点名	地区	水準点名	地区	水準点名	地区	水準点名
益田	本 1	雫	本 14	大甕	本 15	小浜	本 20
	補 1		本 18		本 16		本 21
本 2	補 12		補 8		本 22		
高	本 3		2号観測井附属		補 10	本 23	
	補 13	江井	補 11	本 9			
太田	本 7	江井北原	本 6	大甕観測井附属	本 10		
	本 8		本 25	006-274	本 11		
	補 4		本 12	堤谷	本 24	補 D	
米々沢	補 C	萱浜	補 9	鶴谷	補 2	※本 19 は令和 2 年 12 月撤去	
	本 4				補 A		

### 水準測量結果

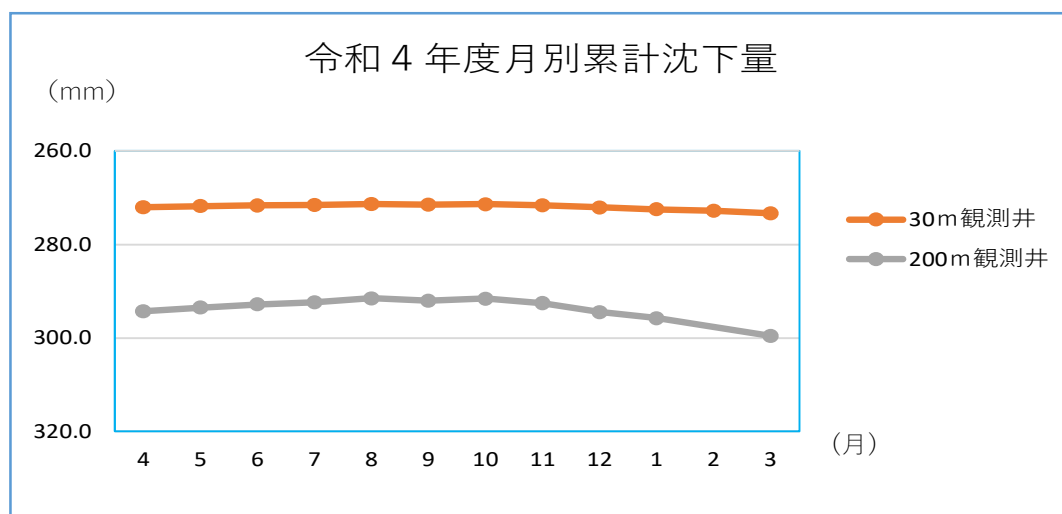
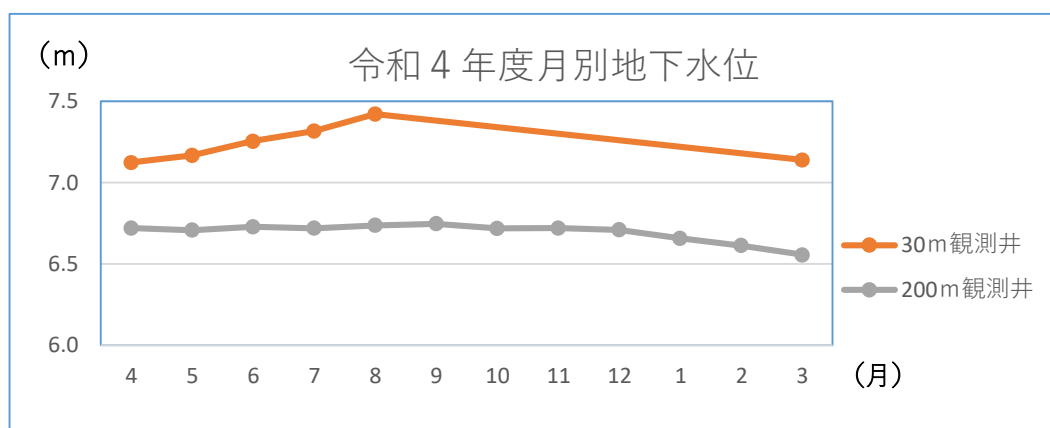


原町区大壘地区の観測井(30m、200m)における地下水位及び累積沈下量(令和4年度、月別)

月	30m観測井		200m観測井	
	地下水位	累積沈下量	地下水位	累積沈下量
R4/4	7.125	273.914	6.721	302.479
5	7.169	273.846	6.708	302.289
6	7.257	273.639	6.729	301.567
7	7.319	273.605	6.72	301.396
8	7.423	273.486	6.738	300.892
9	-	-	6.748	300.978
10	-	-	6.719	301.719
11	-	-	6.721	302.299
12	-	-	6.71	302.726
R5/1	-	-	6.658	303.781
2	-	-	6.614	304.732
3	7.141	274.472	6.556	304.627

※月初時点の値。

※30m 観測井 R4.9~R5.2 は測定機器トラブルのため欠測。

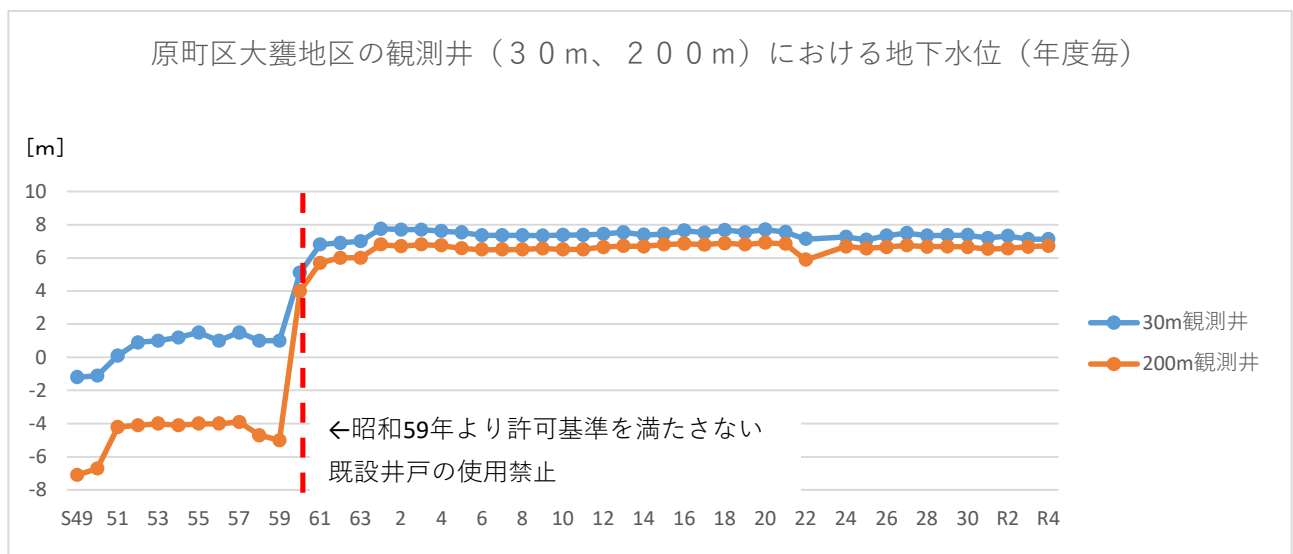


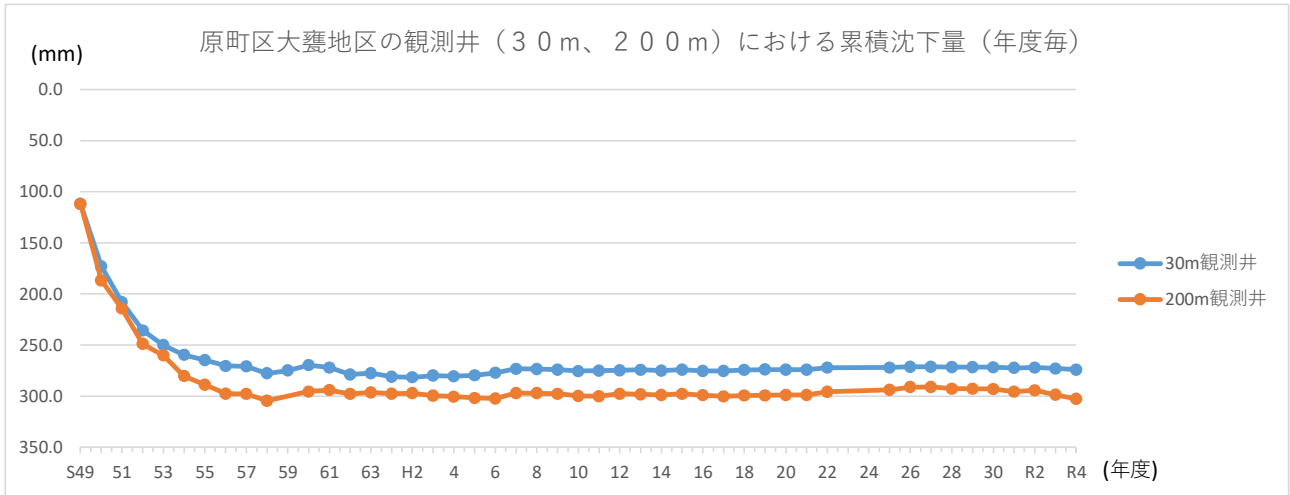
原町区大甕地区の観測井(30m、200m)における地下水位及び累積沈下量(年度別)

年度	30m観測井		200m観測井		年度	30m観測井		200m観測井	
	地下水位	累計沈下量	地下水位	累計沈下量		地下水位	累計沈下量	地下水位	累計沈下量
S49	-1.2	111.7	-7.1	111.7	12	7.44	274.7	6.65	297.8
50	-1.1	172.8	-6.7	186.7	13	7.54	274.2	6.71	298.2
51	0.1	208.0	-4.2	214.2	14	7.39	274.9	6.69	298.8
52	0.9	235.7	-4.1	248.8	15	7.44	274.1	6.8	297.8
53	1	250.1	-4	260.1	16	7.65	275.2	6.86	299.1
54	1.2	259.5	-4.1	280.4	17	7.51	275.3	6.79	300.3
55	1.5	264.7	-4	288.7	18	7.68	274.3	6.88	299.4
56	1	270.5	-4	297.6	19	7.54	273.8	6.8	299.3
57	1.5	270.8	-3.9	297.9	20	7.71	274.0	6.91	298.9
58	1	277.6	-4.7	304.5	21	7.55	274.1	6.84	298.7
59	1	274.8	-5	-	22	7.14	272.1	5.88	295.7
60	5.1	269.6	4	295.5	23	-	-	-	-
61	6.8	272.0	5.7	294.1	24	7.26	-	6.69	-
62	6.9	278.7	6	297.9	25	7.09	271.9	6.56	293.9
63	7	277.5	6	296.4	26	7.34	271.2	6.65	291.1
H1	7.75	281.0	6.8	297.6	27	7.49	271.2	6.75	291.0
2	7.7	281.6	6.7	297.1	28	7.33	271.6	6.67	292.7
3	7.7	279.8	6.8	299.5	29	7.36	271.6	6.68	292.8
4	7.62	280.5	6.75	300.5	30	7.37	271.7	6.65	293.0
5	7.53	279.6	6.57	301.7	R1	7.20	272.3	6.54	295.6
6	7.36	277.1	6.5	302.2	2	7.32	272.0	6.56	294.3
7	7.36	273.2	6.5	297.0	3	7.12	273.0	6.67	298.6
8	7.36	273.4	6.51	297.1	4	7.13	273.9	6.72	302.5
9	7.34	274.0	6.56	297.8					
10	7.38	275.4	6.51	299.8					
11	7.38	275.0	6.51	300.0					

※年度当初の測定値

※横線(-)は未測定。平成 25 年度は 6 月 14 日より測定再開。







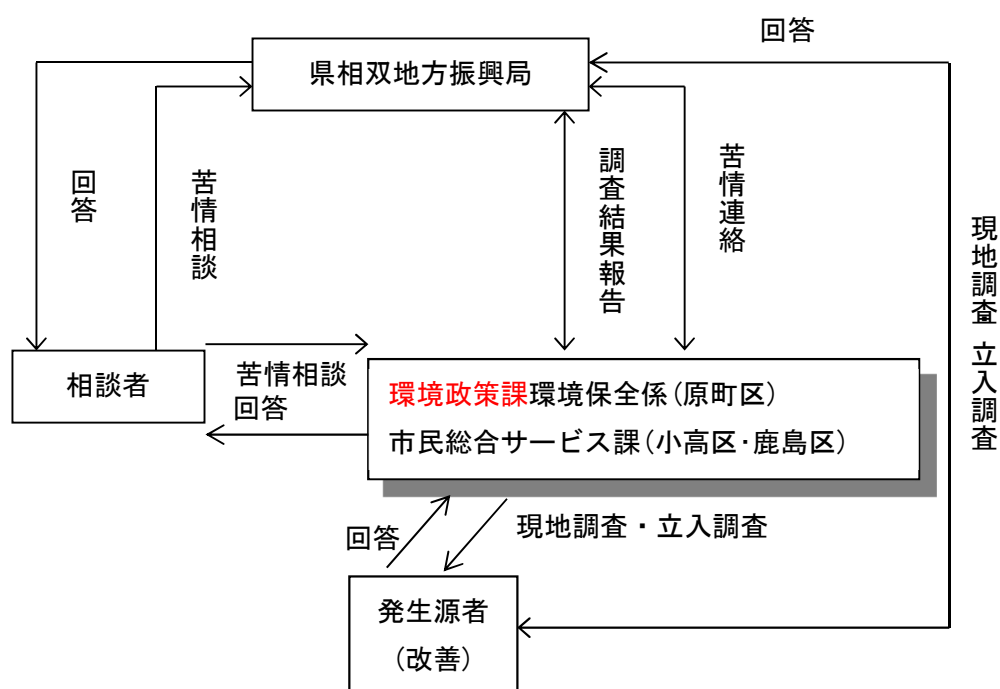
## I-7. 公害苦情

### 1. 種類別公害苦情発生件数

年度	区	大気汚染	水質汚濁	騒音振動	悪臭	計
H25	原町	4	0	8	3	15
	小高	0	0	0	0	0
	鹿島	5	1	0	0	6
	年度計	9	1	8	3	21
H26	原町	1	1	2	2	6
	小高	0	0	0	0	0
	鹿島	0	0	0	1	1
	年度計	1	1	2	3	7
H27	原町	3	1	22	5	31
	小高	0	0	1	0	1
	鹿島	0	0	3	0	3
	年度計	3	1	26	5	35
H28	原町	0	0	13	1	14
	小高	0	2	0	0	2
	鹿島	0	0	0	0	0
	年度計	0	2	13	1	16
H29	原町	0	1	5	4	10
	小高	0	0	1	0	1
	鹿島	0	0	1	2	3
	年度計	0	1	7	6	14
H30	原町	1	0	11	6	18
	小高	0	1	0	1	2
	鹿島	0	0	0	0	0
	年度計	1	1	11	7	20
R1	原町	0	1	0	1	2
	小高	0	0	0	0	0
	鹿島	0	0	0	0	0
	年度計	0	1	0	1	2
R2	原町	0	0	5	4	9
	小高	0	0	0	1	1
	鹿島	0	0	0	3	3
	年度計	0	0	5	8	13
R3	原町	0	0	4	2	6
	小高	0	0	0	0	0
	鹿島	0	0	0	0	0
	年度計	0	0	4	2	6
R4	原町	0	2	4	2	8
	小高	0	1	0	0	1
	鹿島	0	0	0	0	0
	年度計	0	3	4	2	9

## 2. 公害苦情処理事務系統図

苦情処理の流れは、下記のとおりです。



なお、公害苦情について相談しても解決しない場合の手段として、公害紛争処理制度が設けられています。公害紛争を処理するための機関として、国に公害等調整委員会が、都道府県に都道府県公害審査会等が置かれています。公害紛争処理制度は民事上の紛争を対象としていますが、民事訴訟に比べ、手続が柔軟で費用も少なく済むなどの特長があります。

## I-8. 環境放射線量測定

### 1. 空間放射線量率

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故の影響で南相馬市内にも放射性物質が飛散しました。その分布状況を把握するため市内全域において大気中の放射線量を測定していますが、各地点において線量が低位に推移し、安定してきている様子が分かります。

一方で、今後の原子力発電所の廃炉作業などの影響による空間放射線量率の変化に注視していくことが、重要となっています。

#### 市役所本庁及び各区役所の空間放射線量率の推移

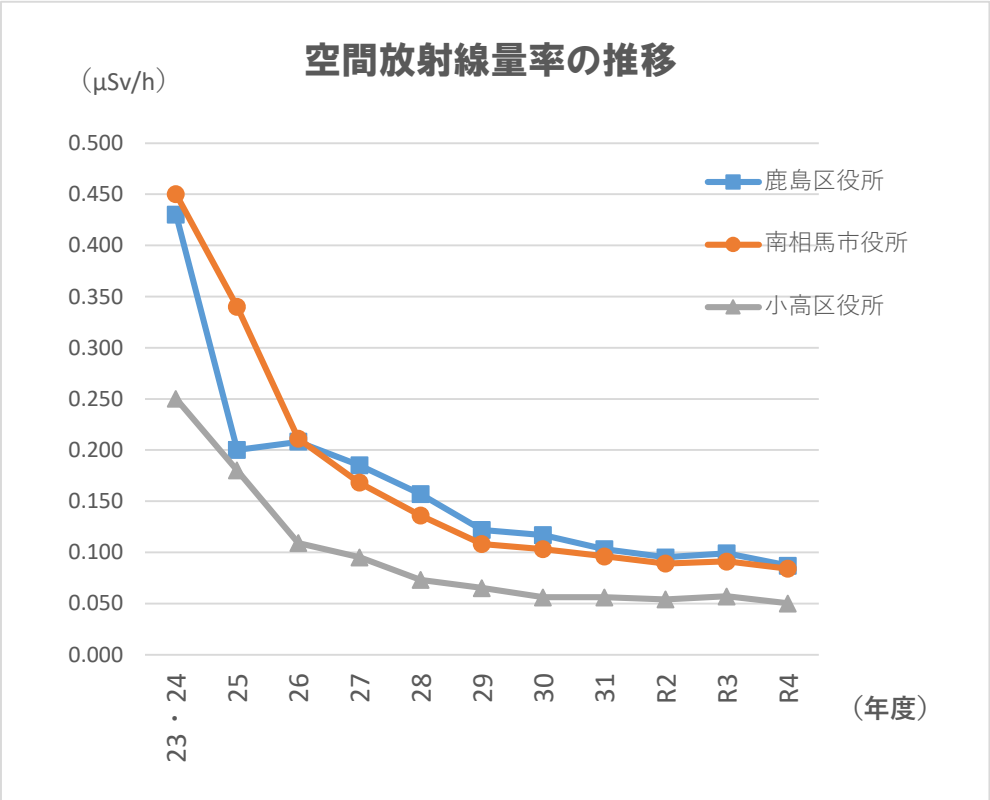
(地上 1m・マイクロシーベルト/毎時[ $\mu\text{Sv/h}$ ])

年度	測定地点		
	鹿島区役所	南相馬市役所 (原町区)	小高区役所
↓NaIサーベイメータによる測定			
記録上最も古い測定	(H23/5) 0.43	(H23/12) 0.45	(H24/7) 0.25
H25	0.2	0.34	0.18
↓モニタリングポストによる測定			
H26	0.208	0.211	0.109
H27	0.185	0.168	0.095
H28	0.157	0.136	0.073
H29	0.122	0.108	0.065
H30	0.117	0.103	0.056
R1	0.103	0.096	0.056
R2	0.095	0.089	0.054
R3	0.099	0.091	0.057
R4	0.087	0.084	0.050

※毎年 4 月 1 日近傍の測定日における測定値を掲載。

※平成 25 年 12 月まで NaI サーベイメータによる測定、26 年 1 月以降はモニタリングポストによる測定値を掲載。





## 2. 大気浮遊じんモニタリング

市民の放射線に対する不安の軽減を図るため、国と県が測定している空間線量に加えて、人の呼吸により吸入される大気浮遊じん中の放射性物質について、市独自に測定を行っています。

平成26年11月から市内5地点で測定等を開始し、現在、市内10地点に設置しているエアサンプラーで大気浮遊じんの捕集・測定・分析を行い、市広報紙・市ホームページで公表しています。

### 大気浮遊じん放射能濃度測定結果

上段：セシウム134

下段：セシウム137

(単位：ミリベクレル/ m<sup>3</sup>)

測定地点	小高区			原町区					鹿島区	
	川房 公会堂	金房 小学校	塚原 公会堂	横川ダム	原町保健 センター	高平生涯 学習 センター	南相馬市 立 総合病院	大原 公会堂	鹿島 区役所	鹿島区 3-3 消防屯所
年	上段：セシウム134									
	下段：セシウム137									
H26 (11月)	0.32	-	-	ND	ND	0.18	-	-	ND	-
	0.85	-	-	0.27	0.28	0.67	-	-	0.37	-
H27 (6月)	ND	0.58	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	1.10	2.30	0.25	0.63	0.40	0.37	0.44	0.48	0.32	0.23
H28 (4月)	0.03	0.06	0.02	0.02	ND	ND	0.02	0.02	ND	ND
	0.14	0.25	0.07	0.10	0.09	0.06	0.08	0.11	0.10	0.05
ここから市広報に掲載したデータより抜粋（各年の最高値）										
H29	0.047	0.083	0.140	0.036	0.032	ND	0.088	0.044	0.051	ND
	0.320	0.550	1.000	0.280	0.260	0.170	0.660	0.320	0.120	0.061
H30	0.027	ND	0.017	0.033	ND	ND	ND	ND	ND	0.027
	0.420	0.120	0.140	0.440	0.092	0.065	0.091	0.130	0.110	0.290
H31-R1	0.110	ND	ND	0.033	0.016	ND	ND	ND	ND	ND
	1.600	0.120	0.073	0.440	0.085	0.110	0.110	0.130	0.100	0.037
R2	0.013	0.013	ND	0.018	ND	ND	0.021	0.023	ND	ND
	0.220	0.220	0.110	0.330	0.200	0.250	0.260	0.450	0.082	0.074
R3	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	0.170	0.250	0.084	0.400	0.150	0.100	0.110	0.120	0.100	0.056
R4	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	0.350	0.160	0.130	0.320	0.120	0.110	0.130	0.130	0.078	0.084

※「ND」は、放射能濃度が検出限界値未満の値で不検出。

※モニタリングは平成26年度から平成28年3月までは毎日実施し、平成28年度からは毎週測定。データが膨大となることから、上記データは期間ごとの最高値のみを記載。

## 大気浮遊じんモニタリングにおける南相馬市内の調査地点



## II. 特定（指定）工場等の届出状況

大気汚染防止法など公害関係法律や県生活環境の保全等に関する条例に基づき、公害発生原因となり得る施設や工場を設置する場合、そこから排出される物質が排出基準等に適合するかどうか、事前に県や市に届け出なければなりません。

### 1. 法・県条例に基づく特定（指定）施設等の届出

法・県条例により、次の施設の設置や建設作業を行う者は、以下の届出を行う必要があります。

設置施設・作業	根拠法令	届出先
ばい煙発生施設	大気汚染防止法	県
粉じん発生施設		
水質特定施設	水質汚濁防止法	
騒音特定施設	騒音規制法	市
騒音特定建設作業		
振動特定施設	振動規制法	
振動特定建設作業		
騒音指定施設	福島県生活環境の保全等に関する条例	
騒音指定建設作業		

※福島県生活環境の保全等に関する条例について

騒音規制法の基準に加え、届出が必要な施設の種類の追加、都市計画法に基づく用途地域外にまで規制範囲を拡大する等、基準を厳しく上乘せしたものの。

騒音特定(指定)施設設置状況(令和5年3月31日現在)

設置施設	騒音特定施設(法)	騒音指定施設(条例)
	設置施設数(件)	
1 金属加工機械	9	135
2 空気圧縮機及び送風機	154	636
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい分機及び分級機	0	78
4 織機	0	16
5 建設用資材製造機械	4	6
6 穀物用製粉機	0	0
7 木材加工機械	37	30
8 抄紙機	5	0
9 印刷機械	8	0
10 合成樹脂用射出成形機	0	27
11 鋳造型機	1	0
12 飼料・有機質肥料製造用又は農薬製造用のふるい分機及び分級機		1
13 ガソリンエンジン		0
14 ディーゼルエンジン		66
15 冷凍機		122
合計	218	1,117
上記施設に係る届出工場・事業場数	55	126

振動特定施設設置状況(令和5年3月31日現在)

設置施設	振動特定施設(法)
	設置施設数(件)
金属加工機械	25
圧縮機	44
土石、鉱物用破碎機等	0
織機	0
コンクリートブロックマシン等	1
木材加工機械	4
印刷機械	4
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	0
合成樹脂用射出成形機	0
鋳造型機	1
合計	79
上記施設に係る届出工場・事業場数	28

### 騒音特定建設作業届出状況(騒音規制法)

作業内容	届出件数	
	R3	R4
くい打機・くい抜機等を使用する作業	0	0
錨打ち機を使用する作業	0	0
削岩機を使用する作業	1	0
空気圧縮機を使用する作業	2	0
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0
バックホウを使用する作業	2	0
トラクターショベルを使用する作業	0	0
ブルドーザーを使用する作業	0	1
合計	5	1

### 騒音指定建設作業届出状況(福島県生活環境の保全等に関する条例)

作業内容	届出件数	
	R3	R4
くい打機・くい抜機等を使用する作業	1	0
錨打ち機を使用する作業	0	0
削岩機を使用する作業	0	0
空気圧縮機を使用する作業	1	0
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0
バックホウを使用する作業	2	0
トラクターショベルを使用する作業	0	0
ブルドーザーを使用する作業	0	0
合計	4	0

### 振動特定建設作業届出状況(振動規制法)

作業内容	届出件数	
	R3	R4
くい打機を使用する作業	0	0
鋼球を使用して破壊する作業	0	0
舗装版破碎機を使用する作業	0	0
ブレーカーを使用する作業	1	0
合計	0	0

### Ⅲ. 公害防止の施策と組織

#### 1. 公害防止の施策

本市の環境はおおむね良好の傾向にありますが、公害の未然防止の観点から種々の測定を実施するなど、本市では環境保全対策に積極的に努めています。

#### 2. 公害行政組織

○市民生活部生活環境課環境保全係

○南相馬市環境審議会（15人） ※任期:令和4年10月24日から令和6年10月23日まで

役職	氏名	推薦団体	備考
会長	北目哲郎	福島県弁護士会 相馬支部	
副会長	林勝典	南相馬市小高区行政区長連合会	
委員	伊賀隆	日本野鳥の会 南相馬	
委員	佐藤光正	(一社)福島県産業資源循環協会	
委員	田中由里子	小高商工会 女性部	
委員	星ちづ子	鹿島商工会 女性部	
委員	川崎るみ子	原町商工会議所 女性会	
委員	寶玉義則	南相馬土地改良区	
委員	二谷純市	南相馬市農業委員会	
委員	太田福裕	南相馬経営者協会	
委員	新妻久司	南相馬市鹿島区行政区長会	
委員	菅野治緒	南相馬市原町区区長連絡協議会	
委員	佐々木信晴	南相馬市教育委員会	
委員	佐柄英人	(一社)相馬郡医師会 南相馬支部	
委員	柴田久男	福島県相双地方振興局	～R5.3.31
委員	吉田明子		R5.4.1～

#### 3. 主な公害測定機器の整備状況

区分	品名	数量
騒音	騒音計	3
悪臭	臭気計	1

#### 4. 環境行政のあゆみ

年月日	事項
S41. 4. 1	県公害防止条例の制定(41. 10. 1 施行)
42. 8. 3	公害対策基本法の制定(同日施行)
43. 6. 10	大気汚染防止法・騒音規制法の制定(43. 12. 1 施行)
	県公害防止条例の全面改正(45. 4. 1 施行)
45. 6. 1	公害紛争処理法の制定(45. 4. 1 施行)
12. 25	いわゆる「公害国会」で、公害関係 8 法律の大幅改正と水質汚濁防止法(46. 6. 24 施行)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(49. 9. 24 施行)など 6 法律の制定
46. 5. 25	騒音に係る環境基準の設定
6. 1	悪臭防止法の制定(47. 5. 31 施行)
6. 10	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の制定(47. 9. 10 施行)
7. 1	環境庁の設置
7. 20	県産業公害等防止条例・県生活環境保全条例の制定(47. 9. 10 施行)
10. 1	原町市公害対策条例の制定(47. 4. 1 施行)
12. 28	水質汚濁に係る環境基準の設定
47. 1. 1	県いわき公害対策センターの設置
4. 1	県公害防止施設整備資金融資制度の発足 原町市公害対策審議会の設置
6. 1	騒音規制法に基づく規制地域の指定と規制基準の設定(県告示)
12. 8	小高町が日興ファインズ工業株式会社(現(株)DNPファインケミカル福島)と公害防止協定締結
48. 3. 22	鹿島町公害対策条例施行
3. 27	小高町公害防止条例制定(48. 4. 1 施行) 小高町公害防止条例施行規則制定(48. 4. 1 施行)
5. 8	大気汚染に係る環境基準の設定
5. 25	鹿島町公害対策審議会規則の施行
7. 1	悪臭防止法に基づく規制地域の指定と規制基準の設定(県告示)
10. 5	公害健康被害補償法の制定(49. 9. 1 施行)
49. 6. 1	大気汚染防止法の改正(総量規制の制度化・49. 11. 30 施行)
12. 24	原町市公害対策条例の改正(地下水の採取規制・50. 6. 23 施行)
50. 3. 17	大気汚染防止法に基づく排出基準、水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の制定(県の上乗せ規制・50. 12. 1 施行)
6. 23	原町市公害対策条例施行規則の制定
51. 6. 10	振動規制法の制定(51. 12. 1 施行)
54. 4. 1	振動規制法に基づく規制地域の指定と規制基準の設定(県告示) 騒音規制法に基づく規制地域の指定と規制基準の設定(県告示・見直し) 悪臭防止法に基づく規制地域の指定と規制基準の設定(県告示・見直し)
6. 1	工業用水法に基づく規制地域の指定



年月日	事項
S55. 3. 3	原町市が大内新興化学工業株式会社と公害防止協定締結 原町市が三和化学工業株式会社と公害防止協定締結
6. 1	県合成洗剤対策推進要領の実施
56. 10. 5	県知事が深夜騒音規制のあり方について県公害対策審議会へ諮問
57. 1. 27	県公害対策審議会が深夜営業騒音の規制について県知事へ答申
3. 23	県産業公害等防止条例の一部改正交付(深夜営業騒音規制)
10. 1	県産業公害等防止条例の一部改正施行(〃)
59. 4. 1	工業用水の供給を開始
9. 30	工業用水への水源転換を完了
60. 5. 1	騒音規制法に基づく規制地域の指定と規制基準の設定の一部改正(県告示・見直し)
5. 1	振動規制法に基づく規制地域の指定と規制基準の設定の一部改正(県告示・見直し)
61. 5. 1	悪臭防止法に基づく規制地域の指定と規制基準の設定の一部改正(県告示・見直し)
62. 4. 8	官能試験法による悪臭対策指導要綱制定(62. 7. 1 施行)
5. 1	原町市農村集落地域下水処理計画書策定
63. 3. 30	原町市快適環境設備事業計画書策定
11. 10	原町市環境スリーアップ協議会設置
H 1. 6. 1	小高町が丸三サービス株式会社と公害防止協定を締結
9. 27	悪臭防止法施行令の一部改正(規制物質・規制基準の追加)
11. 20	原町市合併処理浄化槽設置要綱制定(2. 4. 1 施行)
2. 6. 27	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律制定(2. 6. 27 施行)
9. 22	水質汚濁防止法の一部改正(生活排水対策の推進)
3. 4. 1	「ゴルフ場農薬安全使用指導要項」を施行
6. 1	「福島県環境影響評価要綱」を告示
6. 14	「福島県環境影響評価技術指針」を制定
7. 1	「福島県環境評価要綱」を施行
10. 1	悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準等を告示
10. 5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の公布
3. 10. 22	福島県が「合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱」及び「合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱」を定め、補助制度を創設
4. 8. 7	原町市が有限会社福島農林と公害防止協定締結
10. 22	原町市、鹿島町が東北電力株式会社と公害防止協定締結
5. 5. 13	小高町合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱制定(5. 5. 13 施行)
10. 29	原町市が有限会社緑生(現 株式会社三宝)と公害防止協定締結
11. 19	環境基本法公布施行(公害対策基本法は廃止)
6. 10. 19	「アメニティあふれるまちづくり」受賞
11. 22	原町市が酸性雨等測定局設置
7. 12. 28	原町市が株式会社原町共栄クリーン(平成28年2月 破産)と公害防止協定締結
8. 3. 26	福島県環境基本条例交付施行

年月日	事項
H 9. 4. 1	福島県生活環境の保全等に関する条例の全面施行(これにともなって福島県産業公害等防止条例の廃止)
6. 13	環境影響評価法公布
10. 3. 19	原町市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例の改正 原町市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する規則の改正
7. 10	福島県悪臭防止対策指針制定(10. 9. 1 施行)
12. 22	福島県環境影響評価条例公布
11. 6. 12	環境影響評価法、福島県環境影響評価条例施行
12. 24	原町市環境基本条例公布
12. 4. 1	原町市環境基本条例施行
9. 29	小高町廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例制定(12. 10. 1 施行)
12. 25	小高町生活排水対策推進指導員設置要綱制定(13. 4. 1 施行)
13. 3.	小高町地球温暖化対策推進実行計画策定 鹿島町地球温暖化対策推進実行計画策定
6. 19	原町市が有限会社モンマ(現 株式会社 モンマ)と公害防止協定を締結
7. 18	原町市地球温暖化対策推進実行計画策定
12. 7	原町市が ISO14001 認証取得
14. 1. 31	小高町が丸三製紙株式会社と公害防止協定を締結
5. 29	土壌汚染対策法公布
15. 2. 15	土壌汚染対策法施行
6. 30	原町市が斎藤運輸工業株式会社と公害防止協定を締結 原町市が株式会社まるさセンターと公害防止協定を締結
16. 1. 15	小高町が有限会社殖産と公害防止協定を締結
4. 20	原町市環境基本計画策定
11. 10	小高町がコニカケミカル株式会社(現(株)DNPファインケミカル福島)と公害防止協定を締結
12. 7	原町市が ISO14001 認証更新
17. 7. 1	石綿障害予防規則施行
12. 28	原町市が株式会社伏見材木店と公害防止協定を締結
18. 1. 1	南相馬市環境基本条例制定
2. 15	南相馬市環境審議会設置
6. 29	南相馬市が株式会社シマ商会と公害防止協定を締結
8. 1	南相馬市が東北電力株式会社と公害防止協定の一部を改正する協定締結
19. 2. 19	南相馬市地球温暖化対策推進実行計画策定
3. 14	南相馬市が株式会社まるさセンターと公害防止協定を締結
12. 7	南相馬市が ISO14001 認証拡大更新
20. 8.	南相馬市環境基本計画策定
21. 7. 30	南相馬市が八島建設有限会社と公害防止協定を締結

年月日	事項
H21. 8. 11	南相馬市環境基本条例施行規則の一部改正(国土開発幹線自動車道建設に限定した新たな揚水許可基準の特例を設定)
22. 4. 1	南相馬市が ISO14001 認証を返上し、南相馬市独自の環境マネジメントシステムに移行
23. 3. 11	東日本大震災発災
23. 10. 28	悪臭防止法第 3 条に基づく規制地域の指定及び同法第 4 条に基づく規制基準の設定に係る県告示(24. 3. 1 施行、鹿島区南海老及びその周辺地域)
24. 10	南相馬市新エネルギー推進ビジョンを策定
28. 3	南相馬市一般廃棄物処理基本計画を策定
29. 3	第 2 次南相馬市環境基本計画を策定
30. 2	南相馬市空家等対策計画を策定
R 3. 2. 9	南相馬市が株式会社高良と公害防止協定を締結
3. 6	南相馬市一般廃棄物処理基本計画を改定
	南相馬市災害廃棄物処理計画を策定
6. 2	第 3 次南相馬市環境基本計画を策定
	南相馬市ゼロカーボン推進計画を策定

## 資料 1 環境に関する基準等

## 資料 1-I . 大気質に関する基準

### 1. 大気汚染に係る環境基準

大気質については、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、環境基本法に基づき、環境基準が定められています。

#### (1) 大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること	1時間値が0.06ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法

#### (2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン (TCE)	テトラクロロエチレン (PCE)	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること
測定方法	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。			

※環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

※浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

#### (3) ダイオキシン類に係る環境基準

物質	ダイオキシン類
環境上の条件	1年平均値が0.6pg-TEC/m <sup>3</sup> 以下であること
測定方法	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

#### (4) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )
環境上の条件	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
達成目標	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

## 2. 大気環境濃度測定結果と環境基準との評価方法

評価項目	評価方法	
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.04ppmを超えれば未達成である。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく未達成である。
	短期的評価	連続して又は随時に行った測定について、1時間値が0.1ppm以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.04ppm以下であれば環境基準達成であるが、1時間値、日平均値のどちらか一方が、基準を超えれば非達成である。
一酸化炭素 (CO)	長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が10ppm以下であれば環境基準達成であるが、10ppmを超えれば非達成である。ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく非達成である。
	短期的評価	連続して又は随時に行った測定について、1時間値の8時間平均値が20ppm以下で、かつ、1時間値の日平均値が10ppm以下であれば環境基準達成であるが、8時間平均値、日平均値のどちらか一方が基準を超えれば非達成である。
浮遊粒子状物質 (SPM)	長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が0.1mg/m <sup>3</sup> 以下であれば環境基準達成であるが、0.1mg/m <sup>3</sup> を超えれば非達成である。ただし、日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく非達成である。
	短期的評価	連続して又は随時に行った測定について、1時間値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> 以下であれば環境基準達成であるが、1時間値、日平均値のどちらか一方が、基準を超えれば非達成である。
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	短期的評価	昼間(5時～20時)の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.06ppmを超えれば非達成である。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	長期的評価	年間の日平均値の98%値が0.06ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.06ppmを超えれば非達成である。
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	長期的評価	1年平均値が長期基準の15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1日平均値の年間98パーセンタイル値が短期基準の35μg/m <sup>3</sup> 以下であれば環境基準達成であるが、1年平均値、1日平均値の年間98パーセンタイル値のどちらか一方が基準を超えれば非達成である。

### 3. 工場等の排出基準

工場等から排出される、大気汚染防止法に定める大気汚染物質（ばい煙、粉じん等）に対する規制方式とその概要は、下表のとおりです。

なお、福島県生活環境の保全等に関する条例では、規制対象となるばい煙指定施設ごとに排出基準を定めています。

物質名		主な発生の形態等	規制の方式と概要
ばい煙	硫黄酸化物 (SOx)	ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や鉱石等の燃焼	1) 排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定 2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定 3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定
	ばいじん	同上及び電気炉の使用	施設・規模ごとの排出基準(濃度) 一般排出基準: 0.04~0.5g/Nm <sup>3</sup> 特別排出基準: 0.03~0.2g/Nm <sup>3</sup>
有害物質	カドミウム(Cd)、カドミウム化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0mg/Nm <sup>3</sup>
	塩素(Cl <sub>2</sub> )、塩化水素(HCl)	化学製品反応施設や廃棄物焼却炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 塩素: 30mg/Nm <sup>3</sup> 塩化水素: 80, 700mg/Nm <sup>3</sup>
	フッ素(F)、フッ化水素(HF)等	アルミニウム精錬用電解炉やガラス製造用溶融炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0~20mg/Nm <sup>3</sup>
	鉛(Pb)、鉛化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 10~30mg/Nm <sup>3</sup>
	窒素酸化物(NOx)	ボイラーや廃棄物焼却炉等における燃焼、合成、分解等	1) 施設・規模ごとの排出基準 60~950ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定
揮発性有機化合物(VOC)		VOCを排出する次の施設 化学製品製造・塗装・接着・印刷における乾燥施設、吹付塗装施設、洗浄施設、貯蔵タンク	施設ごとの排出基準 400~60,000ppmC

物質名		主な発生の形態等	規制の方式と概要
粉じん	一般粉じん	ふるいや堆積場等における鉱石、土砂等の粉砕・選別、機械的処理、堆積	施設の構造、使用、管理に関する基準 集塵機、防塵カバー、フードの設置、散水等
	特定粉じん (石綿)	切断機等における石綿の粉砕、混合その他の機械的処理 吹き付け石綿使用建築物の解体・改造・補修作業	事業場の敷地境界基準 濃度 10 本/リットル 建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準
特定物質 (アンモニア、一酸化炭素、メタノール等 28 物質)		特定施設において故障、破損等の事故時に発生	事故時における措置を規定 事業者の復旧義務、県知事への通報等
有害大気汚染物質 *	248 物質(群) このうち「優先取組物質」として 23 物質	—	知見の集積等、各主体の責務を規定 事業者及び国民の排出抑制等自主的取組、国の科学的知見の充実、自治体の汚染状況把握等
	指定物質	ベンゼン	ベンゼン乾燥施設等 施設・規模ごとに抑制基準 新設：50～600mg/Nm <sup>3</sup> 既設：100～1500mg/Nm <sup>3</sup>
		トリクロロエチレン	トリクロロエチレンによる洗浄施設等 施設・規模ごとに抑制基準 新設：150～300mg/Nm <sup>3</sup> 既設：300～500mg/Nm <sup>3</sup>
		テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機等 施設・規模ごとに抑制基準 新設：150～300mg/Nm <sup>3</sup> 既設：300～500mg/Nm <sup>3</sup>

\* 低濃度でも継続的な摂取により健康影響が懸念される物質



## 資料 1-Ⅱ. 水質に関する基準

水質については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、環境基本法に基づき、環境基準が定められています。

### 1. 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒(ひ)素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

※基準値は年間平均とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

※硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(規定条文)

「水質汚濁に係る環境基準」

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 改正：令 3 環告 62・令 5 環告 6)

## 2. 生活環境の保全に関する環境基準

### (1) 河川(湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以 下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000 CFU/100m 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と	2mg/L 以上	-

※水質汚濁に係る環境基準（環境庁告示）別表 2

※基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）

※農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）

#### ●自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 水道
- 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
  - 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
  - 3 級：前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの

- 水産
- 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び 3 級の水産生物用
  - 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
  - 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

- 工業用水
- 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
  - 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
  - 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

※「大腸菌数」は、当初「大腸菌群数」から改定（令和 4 年 4 月 1 日施行）：令 3 環告 62

## (2) 海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃 度(pH)	化学的酸素要求 量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産 1 級、水浴、自然環境保全 及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下	検出されないこ と
B	水産 2 級、工業用水及び C の欄 に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されないこ と
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-

※水質汚濁に係る環境基準（環境庁告示）別表 2

※相双地区地先海域、原町市地先海域は類型 A に指定されている。

自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

※「大腸菌数」は、当初「大腸菌群数」から改定（令和 4 年 4 月 1 日施行）：令 3 環告 62

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産 1 種、水浴及び III 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産 2 種及び IV の欄に掲げるもの (水産 3 種を除く)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

※水質汚濁に係る環境基準（環境庁告示）別表 2

※基準値は年間平均値とする。

※水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその 塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は 幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

※環境基本法に基づく水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準のうち、「水生生物の保全に係る環境基準」

### (3) 地下水及び土壌汚染に係る環境基準

#### 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン(塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

※基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることを指す。

※硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

※1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.32 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(規定条文)

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

(平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号 改正：令 3 環告 63)

## 土壤汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	検液中に検出されないこと。	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
クロロエチレン(塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。		

※環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては告示(平成3年8月23日環境庁告示第46号)に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

※カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

※「検液中に検出されないこと」とは、測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

※1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(規定条文)

「土壤の汚染に係る環境基準について」

(平成3年8月23日環境庁告示第46号 改正：令和2環告44)

#### (4) 工場等の排水基準

工場等からの排水は、「水質汚濁防止法」「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」で定められており、水質汚濁防止法で定める特定施設や県条例で定める排水指定施設を有する工場等から公共用水域に排水される水については、その基準の遵守が義務付けられています。

#### 工場・事業場から排出される水の水質基準 (単位:mg/L)

区分/項目	福島県生活環境の保全等に関する条例	全国一律基準	区分/項目	福島県生活環境の保全等に関する条例	区分/項目	福島県生活環境の保全等に関する条例
1 カドミウム及びその化合物	0.03	0.03	44 イソキサチオン	0.08	88 テアトキシサム	0.47
2 シアン化合物	0.5	1	45 ダイアジノン	0.05	89 テブフェノジド	0.42
3 有機燐化合物	1	1	46 フェニトロチオン(MEP)	0.03	90 ベルメトリン	1
4 鉛及びその化合物	0.1	0.1	47 イソプロチオラン	2.6	91 ベンズルタツブ	0.9
5 六価クロム化合物	0.2	0.5	48 オキシ銅(有機銅)	0.4	92 ジフェノコナゾール	0.3
6 砒素及びその化合物	0.1	0.1	49 クロロタロニル(TPN)	0.4	93 シプロコナゾール	0.3
7 水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	0.005	50 プロピザミド	0.5	94 シメコナゾール	0.22
8 アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。	51 クロルピリホス	0.02	95 チオファネートメチル	3
9 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003	0.003	52 トリクロロホン(DEP)	0.05	96 チフルザミド	0.5
10 トリクロロエチレン	0.1	0.1	53 ビリダフェンチオン	0.02	97 テラコナゾール	0.1
11 テトラクロロエチレン	0.1	0.1	54 イプロジオン	3	98 テブコナゾール	0.77
12 ジクロロメタン	0.2	0.2	55 エトリアゾール	0.04	99 トリフルミゾール	0.5
13 四塩化炭素	0.02	0.02	56 キャプタン	3	100 バリダマイシン	12
14 1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	57 クロロネブ	0.5	101 ヒドロキシイソキサゾール(ヒキサゾール)	1
15 1,1-ジクロロエチレン	1	1	58 トリクロホスメチル	2	102 ベノミル	0.2
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	59 フルトラニル	2.3	103 ポスカリド	1.1
17 1,1,1-トリクロロエタン	3	3	60 ペンシクロン	1.4	104 エトキシスルフロ	1
18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	61 メプロニル	1	105 オキサジアルギル	0.2
19 1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	62 アシュラム	2	106 オキサジクロメホン	0.24
20 チウラム	0.06	0.06	63 テルブカルブ(MBPMG)	0.2	107 カフェンストロール	0.07
21 シマジ	0.03	0.03	64 ナプロバミド	0.3	108 シクロスルファミロン	0.8
22 チオベンカルブ	0.2	0.2	65 プタミホス	0.2	109 MCPA イソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.05
23 ベンゼン	0.1	0.1	66 ベンスリド(SAP)	1	110 トリネキサバツエチル	0.15
24 セレン及びその化合物	0.1	0.1	67 ベンディメタリン	1	111 ニッケル含有量	2
25 ほう素及びその化合物	海域以外 10,海域 230	海域以外 10,海域 230	68 ベンフルラリン	0.8	112 水温	排出先の公共用水域の水質に著しい変化を与えないこと。
26 ふっ素及びその化合物	海域以外 8,海域 10	海域以外 8,海域 15	69 メコプロップ(MCPPP)	0.47	113 色度	
27 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg	1Lにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg	70 アセフェート	0.063	71 メタラキシル及びメタラキシルM	0.58
28 1,4-ジオキサ	0.5	0.5	72 ジチオビル	0.095	72 ジチオビル	0.095
29 水素イオン濃度(pH)・水素指数	海域以外 5.8~8.6,海域 5.0~9.0	海域以外 5.8~8.6,海域	73 トリクロビル	0.06	73 トリクロビル	0.06
30 生物学的酸素要求量(BOD)	40(日間平均 30)	160(日間平均 120)	74 ビリブチカルブ	0.23	74 ビリブチカルブ	0.23
31 化学的酸素要求量(COD)	40(日間平均 30)	160(日間平均 120)	75 エトフェンブロックス	0.82	75 エトフェンブロックス	0.82
32 浮遊物質(SS)	70(日間平均 50)	200(日間平均 150)	76 チオジカルブ	0.8	76 チオジカルブ	0.8
33 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	1	5	77 アゾキシストロビン	4.7	77 アゾキシストロビン	4.7
34 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	10	30	78 イミノクタジナルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06	78 イミノクタジナルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06
35 フェノール類含有量	1	5	79 プロビコナゾール	0.5	79 プロビコナゾール	0.5
36 銅含有量	2	3	80 ホセチル	23	80 ホセチル	23
37 亜鉛含有量	2	2	81 ポリカーバメート	0.3	81 ポリカーバメート	0.3
38 溶解性鉄含有量	10	10	82 シデュロン	3	82 シデュロン	3
39 溶解性マンガン含有量	10	10	83 ハロスルフロメチル	2.6	83 ハロスルフロメチル	2.6
40 クロム含有量	2	2	84 フラザスルフロ	0.3	84 フラザスルフロ	0.3
41 大腸菌群数・個/cm3	3,000	日間平均 3,000	85 アセタミプリド	1.8	85 アセタミプリド	1.8
42 窒素含有量	120(日間平均 60)	120(日間平均 60)	86 イミダクロプリド	1.5	86 イミダクロプリド	1.5
43 磷含有量	16(日間平均 8)	16(日間平均 8)	87 クロチアニジン	2.5	87 クロチアニジン	2.5
対象排水量	30 立方メートル/日以上	50 立方メートル/日以上	対象排水量	30 立方メートル/日以上	対象排水量	30 立方メートル/日以上

＜水質汚濁防止法第3条第3項及び第4項の規定に基づく上乗せ排水基準＞

相馬市、南相馬市、相馬郡及び双葉郡の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域に適用する有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	施設の種類		許容限度(mg/L)	
			日間平均	最大
カドミウム及びその化合物	非鉄金属製造業に係る施設(水質令別表第1の62号に掲げるもの)			
	水質令別表第1に掲げるその他の施設			
シアン化合物	水質令別表第1に掲げる施設			0.5
六価クロム化合物	水質令別表第1に掲げる施設			0.2
ふっ素及びその化合物	水質令別表第1に掲げる施設	特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量(以下「1日平均排出水量」という。)が10 m <sup>3</sup> 以上 30 m <sup>3</sup> 未満のもの		
		1日平均排出水量が30 m <sup>3</sup> 以上のもの		10〔海域に排出されるものに限る。〕

- この表の「許容限度」の欄に掲げる数値は、総理府令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値とする。
- この表に掲げる排水基準は、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む)の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となった日から1年間は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場又は排水指定事業場であるときは、この限りでない。
- 2のただし書の規定にかかわらず、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む)の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水について適用される排水基準で定める許容限度が当該施設が特定施設となる際に当該工場又は事業場から排出される水に適用されていた生活環境保全条例第29条第1項の排水指定事業場排水基準(以下「排水指定事業場排水基準」という)で定める許容限度より厳しい許容限度である場合は、当該施設が特定施設となった日から1年間は、従前の排水基準で定める許容限度に相当する許容限度の排水基準を適用する。
- この表のふっ素及びその化合物についての排水基準は、昭和49年12月1日において現に湧出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ)を利用する旅館業に係る施設(水質令別表第1の第66号の3に掲げるもの)を設置する特定事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

相馬市、南相馬市、相馬郡及び双葉郡の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域の項目に係る排水基準

項目	施設の種類		許容限度(mg/L)		
			日間平均	最大	
生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	下水道整備地域に所在する特定事業場に係る施設	下水道終末処理施設(水質令別表第1の第73号に掲げるもの)	1日平均排出水量が10 m <sup>3</sup> 以上30 m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/
			1日平均排出水量が30 m <sup>3</sup> 以上のもの	20	-
		水質令別表第1に掲げるその他施設	1日平均排出水量が10 m <sup>3</sup> 以上30 m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/
			1日平均排出水量が30 m <sup>3</sup> 以上のもの	20	25
	その他の地域に所在する特定事業場に係る施設		畜産農業等に係る施設(水質令第1の第1号の2に掲げるもの)であって、1日平均排出水量が10 m <sup>3</sup> 以上のもの	-	-
		食料品製造業、紡績業、繊維製品製造業等に係る施設(水質令別表第1の第2号、第4号から第17号まで、第18号の2及び第19号に掲げるもの)	1日平均排出水量が10 m <sup>3</sup> 以上30 m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/
			1日平均排出水量が30 m <sup>3</sup> 以上1,000 m <sup>3</sup> 未満のもの	50	60
			1日平均排出水量が1,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	20	25
		水産食料品製造業に係る施設(水質令別表第1の第3号に掲げるもの)	1日平均排出水量が10 m <sup>3</sup> 以上30 m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/
			1日平均排出水量が30 m <sup>3</sup> 以上1,000 m <sup>3</sup> 未満のもの	30	40
			1日平均排出水量が1,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	20	25
		旅館業及び研究、試験、検査等に係る施設(水質令別表第1の第66号の3及び第71号の2に掲げるもの)	1日平均排出水量が10 m <sup>3</sup> 以上30 m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/
			1日平均排出水量が30 m <sup>3</sup> 以上のもの	-	-
		共同調理場、弁当仕出屋、飲食店、病院、中央卸売市場、地方卸売市場等に係る施設(水質令別表第1の第66号の4から第66号の8まで、第68号の2、第69号の3に掲げるもの)	1日平均排出水量が10 m <sup>3</sup> 以上30 m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/
			1日平均排出水量が30 m <sup>3</sup> 以上のもの	30	40
と畜業等に係る施設(水質令別表第1の第69号に掲げるもの)		1日平均排出水量が10 m <sup>3</sup> 以上30 m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/	
		1日平均排出水量が30 m <sup>3</sup> 以上のもの	60	80	
	し尿処理施設(水質令別表第1の第72号に掲げるもの)	30	-		
し尿浄化槽(水質令別表第1の第74号に掲げる処理施設のうちし尿浄化槽)	1日平均排出水量が10 m <sup>3</sup> 以上30 m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/		
	1日平均排出水量が30 m <sup>3</sup> 以上のもの	30	-		
水質令別表第1に掲げるその他の施設	1日平均排出水量が10 m <sup>3</sup> 以上30 m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/		
	1日平均排出水量が30 m <sup>3</sup> 以上のもの	20	25		
浮遊物質	下水道整備地域に所在する特定事業場に係る施設	下水道終末処理施設(水質令別表第1の第73号に掲げるもの)	1日平均排出水量が10 m <sup>3</sup> 以上30 m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/
			1日平均排出水量が30 m <sup>3</sup> 以上のもの	70	-
		水質令別表第1に掲げるその他施設	1日平均排出水量が10 m <sup>3</sup> 以上30 m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/
			1日平均排出水量が30 m <sup>3</sup> 以上のもの	50	70
	その他の地域に所在する特定事業場に係る施設		畜産農業等に係る施設(水質令別表第1の第1号の2に掲げるもの)であって、1日平均排出水量が10 m <sup>3</sup> 以上のもの	-	-
		食料品製造業、紡績業、繊維製品製造業等に係る施設(水質令別表第1の第2号、第4号から第17号まで、第18号の2及び第19号に掲げるもの)	1日平均排出水量が10 m <sup>3</sup> 以上30 m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/
			1日平均排出水量が30 m <sup>3</sup> 以上1,000 m <sup>3</sup> 未満のもの	60	70
		1日平均排出水量が1,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	50	70	
水産食料品製造業に係る施設(水質令別表第1の第3号に掲げるもの)		1日平均排出水量が10 m <sup>3</sup> 以上30 m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/	
	1日平均排出水量が30 m <sup>3</sup> 以上のもの	50	70		
旅館業及び研究、試験、検査等に係る施設(水質令別表第1の第66号の3及び第71号の2に掲げるもの)	1日平均排出水量が10 m <sup>3</sup> 以上30 m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/		
	1日平均排出水量が30 m <sup>3</sup> 以上のもの	-	-		



項目	施設の種類		許容限度(mg/L)		
			日間平均	最大	
浮遊物質	その他の地域に所在する特定事業場に係る施設	共同調理場、弁当仕出屋、飲食店、病院、中央卸売市場、地方卸売市場等に係る施設(水質令別表第1の第66号の4から第66号の8まで、第68号の2、第69号の2及び第69号の3に掲げるもの)	1日平均排出水量が10m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/
			1日平均排出水量が30m <sup>3</sup> 以上のもの	50	70
		と畜業等に係る施設(水質令別表第1の第69号に掲げるもの)	1日平均排出水量が10m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/
			1日平均排出水量が30m <sup>3</sup> 以上のもの	-	-
		し尿処理施設(水質令別表第1の第72号に掲げるもの)		70	-
		し尿浄化槽(水質令別表第1の第74号に掲げる処理施設のうちし尿浄化槽)	1日平均排出水量が10m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/
1日平均排出水量が30m <sup>3</sup> 以上のもの	70		-		
水質令別表第1に掲げるその他の施設	1日平均排出水量が10m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/		
	1日平均排出水量が30m <sup>3</sup> 以上のもの	50	70		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	石油化学工業に係る施設、石油精製業に係る施設及び廃油処理施設(水質令別表第1の第31号から第37号まで、第51号及び第70号に掲げるもの)	1日平均排出水量が10m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/	
		1日平均排出水量が30m <sup>3</sup> 以上のもの	/	-	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	水産食料品製造業に係る施設(水質令別表第1の第3号に掲げるものであって、寒天製造業及び海藻加工業に係るもの以外のもの)	1日平均排出水量が10m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/	
		1日平均排出水量が30m <sup>3</sup> 以上のもの	/	10	
	水質令別表第1に掲げるその他の施設	1日平均排出水量が10m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/	
		1日平均排出水量が30m <sup>3</sup> 以上のもの	/	10	
フェノール類含有量	水質令別表第1に掲げる施設	1日平均排出水量が10m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/	
		1日平均排出水量が30m <sup>3</sup> 以上のもの	/	1	
銅含有量	非鉄金属製造業に係る施設(水質令別表第1の第62号に掲げるもの)	1日平均排出水量が10m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/	
		1日平均排出水量が30m <sup>3</sup> 以上のもの	/	1	
	水質令別表第1に掲げるその他の施設	1日平均排出水量が10m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/	
		1日平均排出水量が30m <sup>3</sup> 以上のもの	/	1	
亜鉛含有量	非鉄金属製造業に係る施設(水質令別表第1の第62号に掲げるもの)	1日平均排出水量が10m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/	
		1日平均排出水量が30m <sup>3</sup> 以上のもの	/	-	
	水質令別表第1に掲げるその他の施設	1日平均排出水量が10m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 未満のもの	/	/	
		1日平均排出水量が30m <sup>3</sup> 以上のもの	/	-	

- この表の「許容限度」の欄に掲げる数値は、総理府令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値とする。
- この表において「下水道整備地域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理地域をいう。
- この表の「許容限度」の欄に「-」の表示がある場合は、総理府令第1条に規定する排水基準を適用する。
- 1日平均排出水量が30m<sup>3</sup>以上50m<sup>3</sup>未満(C水域及びD水域に排水を排出する特定事業場並びに畜産農業等に係る施設(水質令別表第1の第1号の2に掲げる施設)を設置する特定事業場にあつては、10m<sup>3</sup>以上50m<sup>3</sup>未満)である特定事業場又はし尿処理施設(水質令別表第1の第72号に掲げるもの)を設置する特定事業場に係る排水基準については、この表に定めのあるもののほか、総理府令第1条に規定する排水基準を適用する。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。
- この表の銅含有量、亜鉛含有量についての排水基準は、昭和49年12月1日において現に湧出している温泉(温泉法

(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう)を利用する旅館業に係る施設(水質令別表第1の第66号の3に掲げるもの)を設置する特定事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

- 7 この表の第1欄に掲げる項目ごとに同表の第2欄に掲げる施設を有する特定事業場が同時に同欄に掲げる他の施設を有する場合において、その施設につき異なる許容限度の排水基準が定められている時は、当該特定事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。
- 8 この表に掲げる排水基準及び4の規定は、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む)の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となった日から1年間は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場又は排水指定事業場であるときは、この限りでない。
- 9 8のただし書の規定にかかわらず、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む)の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水について適用される排水基準で定める許容限度が特定施設となる際に当該工場又は事業場から排出される水に適用されていた排水基準(排水指定事業場排水基準を含む)で定める許容限度より厳しい許容限度である場合は、当該施設が特定施設となった日から1年間は、従前の排水基準で定める許容限度に相当する許容限度の排水基準を適用する。

## 資料 1-Ⅲ. 騒音・振動に関する基準

### 1. 騒音に関する基準

#### (1) 騒音の環境基準

騒音については、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき、環境基準が定められています。騒音に係る環境基準は、次表のとおりです。

本市における、騒音の環境基準に係る地域指定は、平成 17 年 12 月 27 日の県の告示により、平成 18 年 1 月 1 日から適用されています。

類型	基準	基準値		対象地域		
		昼間 午前 6 時 ～午後 10 時	夜間 午後 10 時 ～午前 6 時	原町区	鹿島区	小高区
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	50dB	40dB	(該当無し)		
A	専ら住居の用に供される地域	55dB	45dB	第 1 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	第 1 種中高層住居専用地域	第 1 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域
B	主として住居の用に供される地域	55dB	45dB	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	第 1 種住居地域
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60dB	50dB	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という)については、前表によらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域・道路の区分	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～午前 6 時
幹線交通を担う道路(高速道、自動車専用道、国道、県道、4 車線以上の市町村道)に近接する空間(2 車線以下の場合 15m 以内、2 車線を超える場合 20m 以内)	70dB	65dB
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 (幹線交通を担う道路に近接する空間を除く)	60dB	55dB
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域 (幹線交通を担う道路に近接する空間除く)	65dB	60dB

※個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ通過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下)によることができる。

## (2) 自動車騒音に係る許容限度等

自動車騒音公害を防止するため、環境大臣は自動車が一定の条件で通行する場合に発生する自動車騒音の大きさの許容限度を定めています。

また、自動車騒音の測定結果が総理府令で定める限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれているときは、市長は県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請することができることとされています。

## 交通規制の要請限度

地域・道路の区分	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～午前 6 時
幹線交通を担う道路(高速道、自動車専用道、国道、県道、4 車線以上の市町村道)に近接する空間(2 車線以下の場合 15m 以内、2 車線を超える場合 20m 以内)	75dB	70dB
A 地域及び B 地域のうち 1 車線を有する道路に面する地域 (幹線交通を担う道路に近接する空間を除く)	65dB	55dB
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 (幹線交通を担う道路に近接する空間を除く)	70dB	65dB
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域 (幹線交通を担う道路に近接する空間を除く)	75dB	70dB

(3) 特定工場(指定工場)において発生する騒音の規制基準

都市計画法で定める用途地域内に特定施設を設置している工場や事業場は、騒音規制法の規制を受けます。

また、用途地域内及び用途地域外に指定施設を設置している工場や事業場は、福島県生活環境の保全等に関する条例の規制を受けます。

地域	基準値			対象地域		
	朝・夕 午前6～7時 午後7～10時	昼間 午前7時～午後7時	夜間 午後10時～午前6時	原町区	鹿島区	小高区
第1種	45dB	50dB	40dB	第1種低層住居専用地域	(該当無し)	第1種低層住居専用地域
第2種	50dB	55dB	45dB	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域	第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域
第3種	55dB	60dB	50dB	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 ※用途地域以外の地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 ※用途地域以外の地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 ※用途地域以外の地域
第4種	60dB	65dB	55dB	工業地域	(該当無し)	(該当無し)
※第5種	70dB	75dB	65dB	(該当無し)	(該当無し)	工業専用地域

※福島県生活環境の保全等に関する条例規制地域

(注) 学校(一条校)、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50m以内の地域では上表に掲げる数値から5dBを減じた値とする(第1種地域を除く)。

(4) 騒音規制法、福島県生活環境の保全等に関する条例により届出が必要な指定・特定施設

**騒音規制法により届出が必要な特定施設**

1. 金属加工機械
  - 圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る)
  - 製管機械
  - ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る)
  - 液圧プレス(矯正プレスを除く)
  - 機械プレス(呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る)
  - せん断機(原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る)
  - 鍛造機
  - ワイヤフォーミングマシン
  - ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く)
  - タンブラー
  - 切断機(といしを用いるものに限る)
2. 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る)
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい分機及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る)
4. 織機(原動機を用いるものに限る)
5. 建設用資材製造機械
  - コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る)
  - アスファルトプラント(混練機の混練容量が 200kg 以上のものに限る)
6. 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る)
7. 木材加工機械
  - ドラムバーカー
  - チッパー(原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る)
  - 碎木機
  - 帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る)
  - 丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る)
  - かなな盤(原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る)
8. 抄紙機
9. 印刷機械(原動機を用いるものに限る)
10. 合成樹脂用射出成形機
11. 鋳造型機(ジョルト式のものに限る)

**県条例により届出が必要な指定施設(用途地域外に設置された上記特定施設を含む)**

12. 飼料・有機質肥料製造用又は農薬製造用のふるい分機及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る)
13. ガソリンエンジン(定格出力が 7.5kW 以上のものに限る)
14. ディーゼルエンジン(定格出力が 7.5kW 以上のものに限る)
15. 冷凍機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る)

(5) 特定建設作業(指定建設作業)の規制基準

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する特定建設作業(指定建設作業)は、騒音規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例により規制されます(1日で終わる作業の場合規制はありません)。

特定建設作業(指定建設作業)に伴って発生する騒音の規制基準

地域			基準値				
			敷地境界	作業時刻	作業時間	作業期間	作業日
騒音規制法	第1号地域	用途地域のうち、工業地域を除く地域と工業地域のうち学校、病院等の周辺おおむね80mの地域	85dB	7時～19時の時間内であること	1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜・休日でないこと
	第2号地域	用途地域のうち、第1号地域で規制される地域を除く地域		6時～22時の時間内であること	1日14時間を超えないこと		
県条例	用途地域外の地域で、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲80m以内の地域		85dB	7時～19時の時間内であること	1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜・休日でないこと

※災害等の事態、人の生命等の危険防止等についての作業を除く。

騒音規制法及び県条例により届出が必要な特定建設作業・指定建設作業

1. くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)
2. びょう打機を使用する作業
3. さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る)
4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)
5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45 m<sup>3</sup>以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)
6. バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る)を使用する作業
7. トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る)を使用する作業
8. ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る)を使用する作業

## (6) 深夜騒音の規制基準

都市計画法で定める用途地域内の飲食店営業等に関する騒音は、福島県生活環境の保全等に関する条例により規制されます。

地域	規制 午後 11 時～午前 6 時まで	音量規制 午後 10 時～ 午前 6 時まで	対象地域		
			原町区	鹿島区	小高区
A	音響機器(音響再生装置、 楽器、有線放送装置及び 拡声装置)の使用禁止(音 が外部に漏れない場合は 使用可)	45dB	第 1 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域	第 1 種中高層住居専 用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	第 1 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域
B		55dB	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業専用地域

※保育所、病院、診療所及び特別養護老人ホームの周囲おおむね 50m 以内の区域では、上表に掲げる数値から 5dB 減じた値とする。

### 深夜騒音の規制対象となる飲食店営業等

1. 食品衛生法施行令第 5 条第 1 号に規定する飲食店営業のうち設備を設けて客に飲食させる営業
2. 食品衛生法施行令第 5 条第 2 号に規定する喫茶店営業
3. 専らカラオケ装置を客に使用させる営業

## (7) 拡声機騒音の規制基準

商業宣伝用に用いる拡声機の騒音は、県生活環境の保全等に関する条例により規制されます。

項目	区分		
	移動放送(車両搭載)	移動放送以外(街頭等)	航空機からの放送
騒音のレベル等	音源直下の地点から 10m の距離で、 地上 1.2m の高さで最大 70dB 以下	音源直下の地点から 10m の距離で、 地上 1.2m の高さで最大 70dB 以下	地上 1.2m の高さで、音量の測定値 の最大から 3 個のピーク値の算術平 均値が 70dB 以下
使用可能時間	午前 7 時～午後 7 時	午前 7 時～午後 7 時	午前 9 時～午後 5 時 (日曜、祝日は午前 10 時～午後 5 時)
使用場所等	幅員 5m 以上の道路	・幅員 5m 以上の道路 ・拡声機中心線の延長と地表との交 点は、拡声機直下から 10m 以内 ・拡声機の設置高さは地上 10m 未 満	
放送時間等	1 地点における 1 回の連続放送時間 10 分を越えないこと	1 回の連続使用時間は 1 時間を超 えないものとし、使用時間 1 時間につ き 15 分以上の休止時間を置くこと	同一地域の上空における旋回は、2 回以内とすること
放送禁止場所	学校、病院等の施設の敷地の周囲 80m 以内の地域	学校、病院等の施設の敷地の周囲 80m 以内の地域	



## 2. 振動に関する基準

振動規制法では、生活環境を保全し、人の健康を保護するため、工場などの事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について規制を行うとともに道路交通振動に係る要請の措置を定めています。

### (1) 工場等の規制基準

都市計画法で定める用途地域内に、特定施設を設置している工場や事業場は、振動規制法の規制を受けます。

#### 特定工場において発生する振動の規制基準

区域	基準値		対象地域		
	昼間 午前7時 ～午後7 時	夜間 午後7時 ～午前7 時	原町区	鹿島区	小高区
第1種	60dB 以下	55dB 以下	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域	第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域
第2種	65dB 以下	60dB 以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業専用地域

※学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50m以内の区域では、上表に掲げる数値から5dB減じた値とする。

#### 振動規制法による届出が必要な特定施設

##### 1. 金属加工機械

- 液圧プレス(矯正プレスを除く)
- 機械プレス
- せん断機(原動機の定格出力が1kW以上のものに限り)。
- 鍛造機
- ワイヤフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限り)。

##### 2. 圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限り)。

##### 3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限り)。

##### 4. 織機(原動機を用いるものに限り)。

##### 5. コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限り)。並びにコンクリート管・コンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限り)。

##### 6. 木材加工機械

- ドラムバーガー
- チッパー(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限り)。

##### 7. 印刷機械(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限り)。

##### 8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限り)。

##### 9. 合成樹脂用射出成形機

##### 10. 鋳造型機(ジョルト式のものに限り)。

## (2) 特定建設作業の規制基準

建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する特定建設作業は、振動規制法により規制されます（1日で終わる作業の場合規制はありません）。

### 特定建設作業に伴って発生する振動規制基準

地域			基準値				
			敷地境界	作業時刻	作業時間	作業期間	作業日
振動規制法	第1号地域	用途地域のうち、工業地域を除く地域と工業地域のうち学校、病院等の周辺おおむね80mの地域	75 dB	7時～19時の時間内であること	1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜・休日でないこと
	第2号地域	用途地域のうち、第1号地域で規制される地域を除く地域		6時～22時の時間内であること	1日14時間を超えないこと		

※災害等の事態、人の生命等の危険防止等についての作業を除く。

### 振動規制法による届出が必要な特定建設作業

1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
2. 剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3. 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）
4. ブレーカー（手動式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）

## (3) 道路交通振動に係る要請基準

指定地域内（用途地域内）において、自動車の通行に伴い発生する振動が、総理府令で定める限度を超え、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、市長は道路管理者に舗装や維持、修繕の措置を取ることを要請したり、公安委員会に交通規制の措置を取ることを要請したりすることができます。

### 道路交通振動の限度

区域	基準値		対象地域		
	昼間 午前7時～午後7時	夜間 午後7時～午前7時	原町区	鹿島区	小高区
第1種	65dB	60dB	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域	第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域
第2種	70dB	65dB	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業専用地域

## 資料 1-IV. 悪臭防止法に基づく規制基準

### 1. 悪臭防止法に定める規制

悪臭防止法では、悪臭の原因となる典型的な化学物質を特定悪臭物質としてその濃度等を規制する方法と、物質を特定せず臭気指数により規制する方法の2通りを規定しています。

本市内においては、特定悪臭物質による規制と臭気指数による規制の両方が定められています。

#### (1) 特定悪臭物質による規制

##### ①規制地域

##### A 地域

1. 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域
2. 原町区の準工業地域のうち、錦町三丁目、旭町三丁目、旭町四丁目、二見町二丁目、青葉町一丁目から三丁目まで、橋本町二丁目、北原(字大塚に限る)及び牛来(字大塚に限る)の区域
3. 原町区の工業地域のうち、小川町、桜井町一丁目及び青葉町一丁目の区域

##### B 地域

1. 商業地域及び準工業地域(A区域の2に掲げる区域を除く)
2. 小高区吉名字西飯淵の区域
3. 原町区雫の区域のうち、字権現下の区域
4. 原町区小浜の区域のうち、字間形沢及び字狐沢の区域

##### C 地域

1. 工業地域(A区域の3に掲げる区域を除く)及び工業専用地域

#### ②敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る環境基準(1号規制)

(単位: ppm)

特定悪臭物質名	区域の区分:		
	A 地域	B 地域	C 地域
ア    ン    モ    ニ    ア	1	2	5
メ   チ   ル   メ   ル   カ   プ   タ   ン	0.002	0.004	0.01
硫   化   水   素	0.02	0.06	0.2
硫   化   メ   チ   ル	0.01	0.05	0.2
ニ   硫   化   メ   チ   ル	0.009	0.03	0.1
ト   リ   メ   チ   ル   ア   ミ   ン	0.005	0.02	0.07
ア   セ   ト   ア   ル   デ   ヒ   ド	0.05	0.1	0.5
ス   チ   レ   ン	0.4	0.8	2
ブ   ロ   ピ   オ   ン   酸	0.03	0.07	0.2
ノ   ル   マ   ル   酪   酸	0.001	0.002	0.006
ノ   ル   マ   ル   吉   草   酸	0.0009	0.002	0.004
イ   ソ   吉   草   酸	0.001	0.004	0.01
ト   ル   エ   ン	10	30	60
キ   シ   レ   ン	1	2	5
酢   酸   エ   チ   ル	3	7	20
メ   チ   ル   イ   ソ   ブ   チ   ル   ケ   ト   ン	1	3	6
イ   ソ   ブ   タ   ノ   ー   ル	0.9	4	20
ブ   ロ   ピ   オ   ン   ア   ル   デ   ヒ   ド	0.05	0.1	0.5
ノ   ル   マ   ル   ブ   チ   ル   ア   ル   デ   ヒ   ド	0.009	0.03	0.08
イ   ソ   ブ   チ   ル   ア   ル   デ   ヒ   ド	0.02	0.07	0.2
ノ   ル   マ   ル   バ   レ   ル   ア   ル   デ   ヒ   ド	0.009	0.02	0.05
イ   ソ   バ   レ   ル   ア   ル   デ   ヒ   ド	0.003	0.006	0.01

※各物質とも、A地域の基準は臭気強度2.5、B地域は臭気強度3.0、C地域は臭気強度3.5相当濃度である。

③煙突等の排出口における特定悪臭物質の流量又は濃度に係る規制基準（2号規制）

○規制対象物質

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、トルエン、キシレン、酢酸エチル、メチルイソブチケトン、イソブタノール、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、モルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒドの合計 13 特定悪臭物質

○規制基準

敷地境界線における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 3 条に定める方法により、特定悪臭物質の種類ごとに算出して得た流量

④排出水中における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準（3号規制）

○規制対象物質

メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルの合計 4 特定悪臭物質

○規制基準

敷地境界線における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第 4 条に定める方法により、特定悪臭物質の種類ごとに算出して得た濃度

※ただし、メチルメルカプタンについては、この方法により算出した排出水中の濃度の値が 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間 1 リットルにつき 0.002 ミリグラムとする。

⑤悪臭防止法に定める規制物質

特定悪臭物質	においの性質	主要発生源事業場
アンモニア NH <sub>3</sub>	刺激臭	畜産農業、鶏糞乾燥工場、複合肥料製造工場、化学肥料製造工場、化成場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン CH <sub>3</sub> SH	腐ったタマネギ臭	でんぷん製造工場、クラフトパルプ製造工場、医薬品製造工場、石油精製工場、化成場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素 H <sub>2</sub> S	腐卵臭	畜産農業、でん粉製造工場、複合肥料製造工場、セロハン製造工場、ビスコースレーヨン製造工場、クラフトパルプ製造工場、石油精製工場、石油化学工場、化成場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> S	腐ったタマネギ臭	クラフトパルプ製造工場、医薬品製造工場、石油精製工場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン (CH <sub>3</sub> ) <sub>3</sub> N	腐魚臭	畜産農業、複合肥料製造工場、化成場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、水産缶詰製造工場等
二酸化メチル (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> S <sub>2</sub>	腐ったキャベツ臭	クラフトパルプ製造工場、化成場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
アセトアルデヒド CH <sub>3</sub> CHO	刺激性の果実臭(青臭い甘さ)	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロブレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造工場、魚腸骨処理場等
スチレン C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CH=CH <sub>2</sub>	刺激性の芳香族臭(エーテル臭)	スチレン製造工場、ポリスチレン製造工場、ポリスチレン加工工場、SBR製造工場、FRP製造工場、化粧合板製造工場等
プロピオン酸 CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> COOH	酸っぱいような刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化成場等
ノルマル酪酸 CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>2</sub> COOH	汗くさい臭い	畜産事業場、化成場、鶏糞乾燥場、し尿処理場、でん粉製造工場、魚腸骨処理場、廃棄物処分場等
ノルマル吉草酸 CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>3</sub> COOH	むれたくつ下のおい	畜産事業場、化成場、でん粉製造工場等
イソ吉草酸 (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCH <sub>2</sub> COOH	むれたくつ下のおい	畜産事業場、化成場、でん粉製造工場等
プロピオンアルデヒド CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> CHO	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
ノルマルブチルアルデヒド CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>2</sub> CHO	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	焼付け塗装工程又は印刷工程を有する事業所等
イソブチルアルデヒド (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCHO	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	焼付け塗装工程又は印刷工程を有する事業所等
ノルマルパレルアルデヒド CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>3</sub> CHO	むせるような甘酸っぱい焦げ臭	焼付け塗装工程又は印刷工程を有する事業所等
イソパレルアルデヒド (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCH <sub>2</sub> CHO	むせるような甘酸っぱい焦げ臭	焼付け塗装工程又は印刷工程を有する事業所等
イソブタノール (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCH <sub>2</sub> OH	刺激的な発酵臭	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、大工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
酢酸エチル CH <sub>3</sub> CO <sub>2</sub> C <sub>2</sub> H <sub>5</sub>	刺激的なシンナー臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業所等
メチルイソブチルケトン CH <sub>3</sub> COCH <sub>2</sub> CH(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub>	刺激的なシンナー臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業所等
トルエン C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CH <sub>3</sub>	ガソリン臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業所等
キシレン C <sub>6</sub> H <sub>4</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub>	ガソリン臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業所等

## (2) 臭気指数による規制

### ① 規制地域

- ・ 鹿島区南海老の区域のうち、字北原、字西畑、字大森、字北町、字南町、字竹ノ内、字釜前、字福田、字竹ノ内前及び字中谷地の区域
- ・ 鹿島区北海老の区域のうち、字大森の区域

### ② 規制基準

- ・ 第1号規制基準（敷地境界線における大気の規制基準）⇒臭気指数1.3
- ・ 第2号規制基準（煙突等の気体排出口における規制基準）  
⇒悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気指数又は臭気排出強度
- ・ 第3号規制基準（排水における規制基準）⇒臭気指数2.9  
※悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数

### (3) 悪臭防止の方法

名称	原理	長所	短所
燃焼法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪臭成分を 700℃以上で完全燃焼させる方法で、もっとも高い成果を期待できる。</li> <li>・蒸気の除去、防食などに特有の工夫を要する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果は一番である。</li> <li>・多くの業種に適用できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃焼方法は簡単ではない。</li> <li>・逆効果の場合がある。</li> <li>・爆発限界のあるものに使えない。</li> <li>・腐食の心配がある。</li> </ul>
接触酸化法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃焼法の一つで、白金系や他の触媒を利用して、260～340℃の範囲内で悪臭成分を酸化(燃焼)して脱臭する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃焼温度が低く装置が比較的簡単である。</li> <li>・有機溶剤その他利用範囲も広い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タール分、金属など触媒毒やエレメントに付着するものを除く前処理が必要。</li> <li>・触媒エレメントが安くない</li> <li>・耐久力がポイントとなる。</li> </ul>
薬液処理法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酸、アルカリ洗浄や木酢液により脱臭する方法で、他の方法の前処理が併用で使われる例が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木酢液などは使用対象によっては非常に効果がある。</li> <li>・化製場関係その他に使用される。</li> <li>・畜産にもむいている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酸、アルカリの場合廃水処理が必要である。</li> <li>・他の方法と併用が多い。</li> </ul>
中和法マスキング法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の悪臭成分に化学的な中和をして一種の相殺効果をもつ薬液(例えばエアウィック)</li> <li>・マスキングと呼ばれる他の芳香で防臭する。</li> <li>・各種の防臭消臭剤がこれにあたる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊な使用対象や他の方法が適用できないとき又仕上げに適している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、設備、薬液代がかかる。</li> </ul>
コロナ放電電極法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ円筒の電極を用い中心の針金電極との間に 50～100KW の電圧を加え帯電された悪臭成分を収集する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用対象によっては効果が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理が必要である。</li> <li>・対象が限られている。</li> <li>・水洗が前処理として必ず必要となる。</li> </ul>
吸着法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活性炭、シリカゲル、ゼオライト、活性白土などの吸着剤で悪臭成分を吸着する。</li> <li>・イオン交換樹脂で電気的に吸着させるものである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱臭剤の仕上げとして最適。</li> <li>・空気洗浄にむく。</li> <li>・熱がいらぬ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪臭成分によっては脱着が困難なものや前処理が必要な場合がある。</li> <li>・再生や後処理が問題である</li> <li>・あまり安くない。</li> </ul>
酸化法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃焼法も一種の酸化だが、オゾンや塩素、次亜塩素酸ソーダなどのようにオゾンや塩素による酸化力で悪臭成分を酸化脱臭する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪臭成分のガス量が大体一定の場合は便利。</li> <li>・滅菌消毒にも使用できる。</li> <li>・下水、し尿によく使用される。</li> <li>・比較的操作が簡単。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供給量のバランスが合わない</li> <li>・逆効果で二次公害のおそれがある。</li> <li>・使用対象が限定されている。</li> </ul>

**資料 2 南相馬市環境基本条例及び  
南相馬市環境基本条例施行規則**



# ○南相馬市環境基本条例

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 124 号

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 環境の保全に関する基本的施策(第 7 条—第 19 条)
- 第 3 章 公害の防止に関する施策(第 20 条—第 25 条)
- 第 4 章 地下水の採取に関する許可(第 26 条—第 36 条)
- 第 5 章 雑則(第 37 条—第 39 条)
- 第 6 章 罰則(第 40 条—第 42 条)

## 附則

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 揚水設備 動力を用いて地下水を採取するための設備であって、揚水機の吐出口の断面積(揚水機の吐出口が 2 以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が 6 平方センチメートルを超えるものをいう。

#### (基本理念)

第 3 条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するようにするため、環境資源及び自然の生態系に十分配慮し、適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全是、すべての者の協力と働きかけによって行わなければならない。
- 3 地球環境保全是、あらゆる事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努め、その保有する環境への負荷に関する情報を広く提供するとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、自ら環境についての理解を深め、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自主的かつ積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の基本指針)

第7条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。
- (3) 豊かな緑の保全、地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全が図られること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定める。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、南相馬市環境審議会(第38条を除き、以下「環境審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮する。

(規制の措置)

第10条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずる。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努める。

(誘導的措置)

第11条 市は、事業者又は市民が施設の整備等をする際、環境への負荷の低減になるよう誘導して環境の保全上の支障を防止し、必要かつ適切な措置を講ずるよう努める。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第12条 市は、環境の保全に関する公共施設及び公共的施設の整備を図るために必要な措置を講ずる。

2 前項に定めるもののほか、市は、河川等の水質の浄化その他の環境の保全に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずる。

(資源の循環的利用等の推進)

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずる。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第14条 市は、関係機関等と協力して、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深め、その自発的な環境の保全に関する活動を促進するため、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずる。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第15条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境美化に関する活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、指導、助言その他の必要な措置を講ずる。

(情報の提供)

第16条 市は、環境の保全に関する情報を積極的に提供する。

(調査の実施等)

第17条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査及び研究を行う。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第18条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全に関する施策については、国及び他の地方公共団体と連携しながら、推進するよう努める。

(地球環境保全の推進)

第19条 市は、すべての日常生活及び事業活動において、地球環境保全が積極的に推進されるように必要な措置を講ずるものとする。

### 第3章 公害の防止に関する施策

(公害の防止に関する規制等)

第 20 条 市長は、国及び県の技術的な助言その他の援助の下、おおむね次に掲げる施策を講じ、公害の防止に努めるものとする。

- (1) 公害の状況を把握するために必要な監視及び測定に関すること。
- (2) 公害を防止するために必要な都市施設の整備及び土地の合理的な利用の調整に関すること。
- (3) 公害の防止に資するための緑地の保全その他自然環境の保護に関すること。
- (4) 事業者が行う公害の防止のための施設の設置又は改善に要する資金のあっせんその他の援助に関すること。
- (5) 事業者及び住民に対する公害の防止についての啓もうに関すること。
- (6) 公害の防止を図るため、特定の地域について、特に規制する必要がある場合における基準等の設定に関すること。

2 市長は、前項第 6 号の規制基準等を定め、又は改廃しようとするときは、環境審議会の意見を聴かなければならない。

(公害に係る基準等)

第 21 条 大気汚染の原因となるばい煙に係る排出基準は、大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(昭和 50 年福島県条例第 18 号。以下「上乘せ条例」という。)及び福島県生活環境の保全等に関する条例(平成 8 年福島県条例第 32 号。以下「県条例」という。)に定める排出基準による。

2 水質汚濁の原因となる汚水及び廃液に係る排水基準は、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)、上乘せ条例及び県条例に定める排水基準による。

3 騒音の規制基準は、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)及び県条例に定める規制基準による。

4 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域における特定工場等(同法第 2 条第 1 項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。以下同じ。)において発生する騒音の規制基準については、前項の規定にかかわらず、別表第 1 に定める規制基準による。

5 振動の規制基準は、振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)及び振動規制法の規定に基づき規制地域等を指定し、規制基準等を定める件(昭和 54 年福島県告示第 276 号)に定める規制基準による。

6 振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域における特定工場等(同法第 2 条第 1 項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。以下同じ。)において発生する振動の規制基準については、前項の規定にかかわらず、別表第 2 に定める規制基準による。

7 悪臭の規制基準は、悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)及び悪臭防止法の規定に基づき規制地域を指定し、及び規制基準等を定める件(平成 8 年福島県告示第 329 号)に定める規制基準による。

8 悪臭防止法第 3 条の規定により指定された地域における工場その他の事業場において発生する悪臭の規制基準については、前項の規定にかかわらず、別表第 3 に定める規制基準による。

9 土壌に係る汚染には、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和 45 年法律第 139 号)に定める農用地土壌汚染対策地域の指定について、福島県知事に対し要請することができる。指定要件については、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 204 号)による。

(苦情の処理)

第 22 条 市長は、公害に係る苦情、陳情等について市民の相談に応じ、県及び関係市町村と協力し、その適切な処理に努める。

(処理計画)

第 23 条 市長は、事業者の事業活動により第 21 条に掲げる基準を超える公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し期限を定めて、公害を防止するための処理計画の作成及びその提出を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により処理計画の提出があった場合において、当該計画が公害を防止するために十分な計画でないと認めるときは、当該計画の変更を命ずることができる。

3 市長は、前項の規定により処理計画の変更を命じようとするときは、当該事業者又はその代理人に、口頭又は文書で、弁明の機会を与えなければならない。

4 市長は、事業者が第 1 項の規定により提出した処理計画又は第 2 項の規定により変更を命じられた処理計画において定めた措置を講じないときは、当該事業者に対し、期限を定めて、当該計画において定めた措置の実施を命ずることができる。

5 第 3 項の規定は、前項の規定により実施を命ずる場合に準用する。

(緊急時の措置)

第 24 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係事業者に対し、ばい煙又は汚水の排出量の減少について協力を求めることができる。

(1) 気象状況の影響により大気汚染が著しく人の健康又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。

(2) 異状な濁水その他これに準ずる理由により水質の汚濁が著しく人の健康又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。

2 事業者は、前項の規定により協力を求められた場合は、速やかに、ばい煙又は汚水の排出量の減少について適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を市長に報告しなければならない。

(報告事項)

第 25 条 事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める事項を、直ちに市長に報告しなければならない。

(1) その者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、当該公害の内容、公害の防止のために講じた措置及び講じようとする措置の状況

(2) その者の管理する施設について故障、破損その他の事故が発生した場合において、当該事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、当該事故の状況並びに事故に対する応急の措置の内容及び復旧工事の計画

2 市長は、前項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、公害の防止に関して必要な事項の報告を命ずることができる。

第 4 章 地下水の採取に関する許可

(揚水規制地域の指定)

第 26 条 市長は、地下水の採取により、地盤の沈下が生じている地域又は生ずるおそれがある地域について、地盤の沈下を防止するため地下水の採取を規制する地域(以下「指定地域」という。)を規則で定めなければならない。

(揚水基準)

第 27 条 指定地域内における揚水基準は、規則で定める。

(基準遵守義務)

第 28 条 指定地域内において揚水設備により地下水を採取する者は、揚水基準を遵守しなければならない。

(地下水の採取の許可)

第 29 条 指定地域内において揚水設備により地下水を採取しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(2) 揚水設備の設置の場所

(3) 揚水機の種類

(4) 揚水設備のストレーナーの位置

(5) 揚水機の吐出口の断面積

(6) 地下水の用途、揚水量その他規則で定める事項

(許可の基準)

第 30 条 市長は、前条第 2 項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請に係る地下水の採取が当該揚水設備に適用されることとなる揚水基準に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。

2 市長は、揚水基準に適合しないものであつても、規則で定める用途に供する場合及びその地下水に代えて他の水源を確保することが著しく困難であると認めるときに限り、許可をすることができる。

3 市長は、前項の規定による許可をするに当たっては、地盤の沈下を防止するために必要な条件を付することができる。

(経過措置)

第 31 条 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内の揚水設備であつて、揚水基準に適合しているものにより地下水を採取している者は、当該揚水設備について許可を受けた者とみなす。

2 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内の揚水設備であつて、揚水基準に適合していないものにより地下水を採取している者は、水源転換施設の供用が開始され、市長が規則で定める日までの間に限り、当該揚水設備について許可を受けた者とみなす。

3 前 2 項の規定による許可を受けた者とみなされた者は、その地域が指定地域となつた日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、第 29 条第 2 項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

4 市長は、地盤の沈下を防止するために特に必要があると認めるときは、当該許可を受けた者とみなされる者に対し、当該揚水設備による地下水の採取の量を減少させること等必要な措置の実施を命ずることができる。

(構造等の変更の許可)

第 32 条 第 29 条第 1 項の規定による許可を受けた者(以下「採取者」という。)は、その許可に係る同条第 2 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則に定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 第 29 条第 2 項及び第 30 条の規定は、前項の許可について準用する。

(氏名の変更等の届出)

第 33 条 採取者は、その許可に係る第 29 条第 2 項第 1 号に掲げる事項に変更があったとき、又はその者がその許可に係る揚水設備(以下「許可揚水設備」という。)につき、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 許可揚水設備により地下水を採取することを廃止したとき。
- (2) 許可揚水設備の揚水機を動力によらないものとし、又はその吐出口の断面積を揚水基準以下としたとき。

(承継)

第 34 条 採取者から許可揚水設備を譲り受け、又は借り受けて、これにより地下水を採取する者は、当該許可揚水設備に係る採取者の地位を承継する。

2 採取者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、採取者の地位を承継する。

3 前 2 項の規定により採取者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(水量測定器の設置等)

第 35 条 採取者は、規則で定めるところにより、水量測定器を設置し、地下水の採取の量を記録し、その結果を市長に報告しなければならない。

(改善命令等)

第 36 条 市長は、揚水設備により地下水を採取している者が、第 30 条の規定に違反したとき、又は第 31 条第 4 項の規定による措置の要求に応じないときは、その者に対し、期限を定めてその違反の是正のために必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該揚水設備による地下水の採取の一時停止を命ずることができる。

2 市長は、採取者が、第 32 条の規定に違反したとき、又は前項の規定による命令に従わないときは、第 29 条第 1 項の許可を取り消すことができる。

3 市長は、第 29 条第 1 項の規定による許可を受けないで揚水設備により地下水を採取している者又は前項の規定により地下水の採取の許可を取り消された者に対し、地下水の採取の停止を命ずることができる。

## 第 5 章 雑則

(立入検査)

第 37 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる事業者の工場又は事業場に立ち入り、その施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(審議会)

第 38 条 市長の附属機関として、別に定めるところにより、南相馬市環境審議会を置く。

(委任)

第 39 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 6 章 罰則

(罰則)

第 40 条 第 23 条第 4 項又は第 36 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、5 万円以下の罰金に処する。

2 第 23 条第 1 項の規定による命令に違反した者又は第 32 条第 1 項の規定に違反して地下水を採取した者は、3 万円以下の罰金に処する。

第 41 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 25 条第 1 項の規定に違反して報告を怠った者

(2) 第 25 条第 2 項の規定による命令に違反して報告を怠った者

(3) 第 35 条の規定に違反して水量測定器を設置せず、又は地下水の採取量を報告せず、若しくは虚偽の地下水の採取量を報告した者

(4) 第 31 条第 3 項、第 33 条若しくは第 34 条第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(5) 第 37 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第 42 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金に処する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の小高町公害防止条例(昭和 48 年小高町条例第 17 号。以下「合併前の条例」という。)、鹿島町公害対策条例(昭和 48 年鹿島町条例第 6 号。以下「合併前の条例」という。)又は原町市環境基本条例(平成 11 年原町市条例第 18 号。以下「合併前の条例」という。)の規定により委嘱されている小高町公害対策審議会委員、鹿島町公害対策審議会委員及び原町市環境審議会委員は、この条例の規定により委嘱された南相馬市環境審議会委員とみなし、当該審議会の委員の任期については、平成 18 年 1 月末日までとする。また合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。



## 別表第1(第21条関係)

### 騒音の規制基準

第21条第4項の特定工場等に係る騒音の規制基準は、次のとおりとする。

時間の区分 地域の区分	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第2種区域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第3種区域	60デシベル以下	55デシベル以下	50デシベル以下
第4種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	55デシベル以下

### 備考

1 本表において昼間、朝・夕及び夜間の時間の区分は、次のとおりとする。

区分	時間の範囲
昼間	午前7時から午後7時まで
朝・夕	午前6時から午前7時まで及び午後7時から午後10時まで
夜間	午後10時から翌日の午前6時まで

2 本表において地域の区分は、次のとおりとする。

区分	上欄に含まれる地域
第1種区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域(以下「用途地域」という。)のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
第2種区域	用途地域のうち第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第3種区域	用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに用途地域以外の地域
第4種区域	用途地域のうち工業地域

3 本表において「デシベル」とは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。

4 第2種区域、第3種区域又は第4種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの地域内における工場等騒音規制基準は、この表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

5 特定工場等の敷地が区域の区分を異にする隣地と直接接する場合における騒音の大きさの許容限度は、本表の規定にかかわらず、当該特定工場等の敷地に係る地域の区分に応じた許容値と当該隣地に係る区域の区分に応じた許容値との和の2分の1に相当する値とする。

## 別表第2(第21条関係)

### 振動の規制基準

第21条第6項の特定工場等に係る振動の規制基準は、次のとおりとする。

時間の区分 地域の区分	昼間	夜間
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下

#### 備考

1 本表において昼間、夜間の時間の区分は、次のとおりとする。

区分	時間の範囲
昼間	午前7時から午後7時まで
夜間	午後7時から翌日の午前7時まで

2 本表において地域の区分は、次のとおりとする。

区分	上欄に含まれる地域
第1種区域	用途地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第2種区域	用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

3 第1種区域、第2種区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの地域内における工場等振動規制基準は、この表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

別表第3(第21条関係)

悪臭の規制基準

第21条第8項の工場等に係る悪臭の規制基準は、次のとおりとする。

1 特定悪臭物質を含む気体で事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

(単位ppm)

地域の区分 特定悪臭物質の種類	A地域	B地域	C地域
アンモニア	1以下	2以下	5以下
メチルメルカプタン	0.002以下	0.004以下	0.01以下
硫化水素	0.02以下	0.06以下	0.2以下
硫化メチル	0.01以下	0.05以下	0.2以下
二硫化メチル	0.009以下	0.03以下	0.1以下
トリメチルアミン	0.005以下	0.02以下	0.07以下
アセトアルデヒド	0.05以下	0.1以下	0.5以下
プロピオンアルデヒド	0.05以下	0.1以下	0.5以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009以下	0.03以下	0.08以下
イソブチルアルデヒド	0.02以下	0.07以下	0.2以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009以下	0.02以下	0.05以下
イソバレルアルデヒド	0.003以下	0.006以下	0.01以下
イソブタノール	0.9以下	4以下	20以下
酢酸エチル	3以下	7以下	20以下
メチルイソブチルケトン	1以下	3以下	6以下
トルエン	10以下	30以下	60以下
スチレン	0.4以下	0.8以下	2以下
キシレン	1以下	2以下	5以下
プロピオン酸	0.03以下	0.07以下	0.2以下
ノルマル酪酸	0.001以下	0.002以下	0.006以下
ノルマル吉草酸	0.0009以下	0.002以下	0.004以下
イソ吉草酸	0.001以下	0.004以下	0.01以下

備考 本表において地域の区分は、次のとおりとする。

区分	左欄に含まれる地域
A地域	1 用途地域のうち第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域 2 用途地域の準工業地域のうち原町区錦町3丁目、原町区旭町3丁目、原町区旭町4丁目、原町区二見町2丁目、原町区青葉町1丁目から原町区青葉町3丁目まで、原町区橋本町2丁目、原町区北原(字大塚に限る。)及び原町区牛来(字大塚に限る。)の地域 3 用途地域の工業地域のうち小川町、桜井町1丁目及び青葉町1丁目の地域
B地域	1 用途地域のうち商業地域及び準工業地域(A地域の2に掲げる地域を除く。) 2 原町区雫の地域のうち字権現下の地域 3 原町区小浜の地域のうち字間形沢及び狐沢の地域 4 小高区吉名の地域のうち、字西飯淵の地域
C地域	1 用途地域のうち工業地域(A地域の3に掲げる地域を除く。) 2 工業専用地域

2 特定悪臭物質を含む気体で事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

事業場の敷地の境界線の地表における規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条に定める方法により算出して得た流量とする(メチルメルカプタン、硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)

3 特定悪臭物質を含む排出水の事業場の敷地外における規制基準

事業場の敷地の境界線の地表における規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出して得た濃度とする(アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)。ただし、メチルメルカプタンについては、この方法により算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

# ○南相馬市環境基本条例施行規則

平成 18 年 1 月 1 日

規則第 87 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南相馬市環境基本条例(平成 18 年南相馬市条例第 124 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(騒音の測定方法等)

第 2 条 騒音の測定方法等は、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号)の定めによる。

(振動の測定方法等)

第 3 条 振動の測定方法等は、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準(昭和 51 年環境庁告示第 90 号)の定めによる。

(悪臭の測定方法等)

第 4 条 悪臭の測定方法等は、特定悪臭物質の測定の方法(昭和 47 年環境庁告示第 9 号)の定めによる。

(土壌の測定方法等)

第 5 条 土壌の測定方法等は、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令(昭和 46 年農林省令第 47 号)、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和 47 年総理府令第 66 号)及び農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和 50 年総理府令第 31 号)の定めによる。

(指定地域)

第 6 条 条例第 26 条に規定する規則で定める指定地域は、次の各号の区分による地域とし、当該各号に係る地域は、別表のとおりとする。

(1) 第 1 号地域 地盤の沈下が現に生じた地域及び生じている地域

(2) 第 2 号地域 地盤の沈下が生ずるおそれがある地域

(揚水基準)

第 7 条 条例第 27 条に規定する規則で定める揚水基準は、次の表の左欄に掲げる地域に設置する揚水設備であって、その揚水機の吐出口の断面積及び揚水設備のストレーナーの位置は、それぞれ同表の中欄及び右欄に定めるとおりとする。

地域	揚水機の吐出口の断面積	揚水設備のストレーナーの位置 (地表面下)
第 1 号地域	12 平方センチメートル以下	350 メートル以深
第 2 号地域	12 平方センチメートル以下	100 メートル以深

(地下水採取の許可申請)

第 8 条 条例第 29 条第 2 項に規定する申請は、地下水採取許可申請書(様式第 1 号。以下「許可申請書」という。)によるものとする。

2 条例第 29 条第 2 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 揚水機の原動機の出力

(2) 揚水機の揚水能力

(3) 揚水機の 1 日の平均使用時間

- (4) 地下水位
- (5) 井戸の深度
- (6) 揚水設備の構造図及び位置図

3 第1項の許可申請書は、揚水設備の設置工事着手前30日までに提出しなければならない。

(揚水基準設備の特例)

第9条 条例第30条第2項に規定する規則で定める用途は、次に掲げる用途とする。

- (1) 水道法(昭和32年法律第177号)の規定による水道事業用に供する場合
- (2) 消防水利用に供する場合
- (3) 地下水に関する試験研究用に供する場合
- (4) 国土開発幹線自動車道建設法(昭和32年法律第68号)に基づく国土開発幹線自動車道建設において地下水排除用に供する場合
- (5) 飲料水を他に求めることができない場合
- (6) 農業用水に水道水を除く河川水などを利用することができない場合
- (7) 地下水を用いなければ品質の低下を来すおそれのある食品製造業又はその他の製造、加工業等で地下水と同質の水を他に求めることができない場合

2 条例第30条第1項及び第2項に規定する許可は、地下水採取許可書(様式第2号)によるものとする。

(揚水基準設備の特例許可の日)

第10条 条例第31条第2項に規定する規則で定める日は、次の表の左欄に掲げる地域について、それぞれ同表の右欄に定める日とする。

地域	揚水基準設備の特例許可の日
第1号地域	太田川水系によるダムの給水開始の日から1年を経過した日
第2号地域	前記以外の水源転換施設の給水開始の日から1年を経過した日

(地下水採取の届出)

第11条 条例第31条第3項に規定する届出は、地下水採取届出書(様式第3号)によるものとする。

(構造等変更の許可申請)

第12条 条例第32条第1項に規定する変更の許可を受けようとする者の申請は、構造等変更許可申請書(様式第4号)によるものとする。

2 前項の申請に係る許可は、構造等変更許可書(様式第5号)によるものとする。

(氏名等変更及び揚水設備廃止の届出)

第13条 条例第33条に規定する届出は、氏名等変更届出書(様式第6号)及び許可揚水設備廃止届出書(様式第7号)によるものとする。

(承継の届出)

第14条 条例第34条第3項に規定する届出は、許可揚水設備承継届出書(様式第8号)によるものとする。

(水量測定の結果報告)

第15条 条例第35条の規定による水量測定器を設置しなければならない者は、第10条に定める特例許可の日以後において、揚水機の吐出口の断面積が12平方センチメートル以上の許可揚水設備を有する採取者とする。

- 2 前項の採取者は、地下水の採取の量を、地下水揚水量等測定記録表(様式第 9 号)に記録し、その写しを添えて毎年の揚水量について翌年の 2 月末日までに地下水採取量報告書(様式第 10 号)により報告しなければならない。

(立入検査の身分証明書)

第 16 条 条例第 37 条第 2 項の証明書は、様式第 11 号のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の原町市環境基本条例施行規則(平成 12 年原町市規則第 1 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 21 年規則第 25 号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 別表 1(第 6 条関係)

### 地下水採取規制地域

第1号地域	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱3号までを順次結んだ線、標柱3号から水無川右岸河川地域の境界線に沿って標柱4号に至る線、標柱4号から新田川右岸河川地域の境界線に沿って標柱5号に至る線、標柱5号から海岸線に沿って標柱6号に至る線及び標柱6号から市境界に沿って標柱1号に至る線に囲まれた地域(公有水面及び工業の用に供しようとする地下水の採取に限り工業用水法(昭和31年法律第146号)により指定地域とされた地域を除く。)
第2号地域	次に掲げる地番の土地に存する標柱3号から標柱7号までを順次結んだ線、標柱7号から区境界に沿って標柱8号に至る線、標柱8号から海岸線に沿って標柱5号に至る線、標柱5号から新田川右岸河川地域の境界線に沿って標柱4号に至る線及び標柱4号から水無川右岸河川地域の境界線に沿って標柱3号に至る線に囲まれた地域(公有水面を除く。)

標柱1号 南相馬市原町区片倉字片倉101番地の3

標柱2号 南相馬市原町区馬場字川久保204番地の1

標柱3号 南相馬市原町区押釜字戸鳥土93番地

標柱4号 南相馬市原町区小川町449番地の1

標柱5号 南相馬市原町区下渋佐字大身10番地の2

標柱6号 南相馬市原町区堤谷字下戸屋迫216番地

標柱7号 南相馬市原町区深野字仲山116番地の37

標柱8号 南相馬市原町区金沢字大船迫30番地

### 資料 3 用語の解説



## ○用語の解説

### 大気質関係

#### (ア行)

##### 硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)

硫黄の燃焼によって発生するガス。石油や石炭等に含まれる硫黄分が燃焼して発生する大気汚染物質。無色で刺激臭があり、呼吸器系に障害を与えたり、植物を枯らしたりなどの影響がある。

#### (カ行)

##### 光化学オキシダント(O<sub>x</sub>)

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽などの紫外線により光化学反応を起こし生成される酸化性物質の総称。オゾン、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)などがある。強い刺激性があり、粘膜や呼吸器系への影響や植物などにも影響がある。

#### (サ行)

##### 酸性雨

大気中に放出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中の水分や雨に溶け、酸性化された雨のこと。pHが5.6以下より低いものをいう。

#### (タ行)

##### 窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)

窒素と酸素の化合物のこと。主なものとして一酸化窒素と二酸化窒素があり、光化学スモッグの原因となっている。工場、自動車などから排出される。

#### (ナ行)

##### 2%除外値

1年間の大気環境が環境基準に適合しているかどうかを判定する際に、年間の測定値(日平均)を低い順に並べ、高い方の値の2%程度を特異な値として除外した中での最高値のこと。

#### (ハ行)

##### 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径が10μm以下のものを指す。じん肺や気管支炎などを引き起こす。

##### PM2.5

大気中に浮遊している粒子状物質で、粒子の大きさが2.5μm以下のものを指す。粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥まで入りやすく、人体への影響が大きいと考えられている。

### 水質関係

#### (ア行)

##### 上乘せ基準

汚水などを排出する際の規制に関し、国が定める基準よりも厳しく定めている自治体の独自の基準のこと。

##### MPN

(最確数)段階希釈をもとに統計的に微生物の数を決めたもの、環境水等の比較的低濃度な場合に用いられる方法。

#### (カ行)

##### 化学的酸素要求量(COD)

水中の有機物を酸化剤(過マンガン酸カリウム)で化学的に分解した際に消費される酸素量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標です。数値が大きいかほど汚濁が進んでいることを示す。

##### 合併処理浄化槽

し尿と生活排水をあわせて処理できる浄化槽。し尿処理のみを行う単独処理浄化槽は平成13年4月から新設が禁止されている。

## (サ行)

### 水質類型

水質汚濁の環境基準について、水域の利用目的、水質の現状などを勘案し、具体的な地域をあてはめ指定することをいう。A類型の方が、B類型、C類型等よりもきれいな水質を必要とする水域に設定されている。

### 水素イオン濃度(pH)

物質中の水素イオンの濃度のこと、酸性、アルカリ性を示す際の指標となる。7.0を中性に、値が小さくなるほど強い酸性で、値が大きくなるほど強いアルカリ性を示す。

### 生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。河川の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいかほど汚濁が進んでいることを示す。

## (タ行)

### 大腸菌群数

大腸菌やこれに類似した菌の数のこと。大腸菌群が検出されると、人畜などのし尿が混入した可能性があると疑われ、チフスや赤痢の菌が存在する可能性がある。

## (ナ行)

### 75%値

河川及び海域の水質汚濁の指標である、BOD及びCODの年間測定結果が、環境基準に適合しているかどうかを評価する際に用いられる年間統計値で、y個の測定値を値の低い順から並べた0.75×y番目の数値のこと。年12回の測定では9番目の数値になる。

## (ハ行)

### 浮遊物質(SS)

粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。水の濁りの原因となるもので、浮遊物が有機物である場合には、腐敗し水質の悪化を招く。

## (ヤ行)

### 溶存酸素量(DO)

水に溶解している酸素の量のこと。水生生物の生息に必要であり、数値が大きいかほど良好であることを示す。

## 騒音関係

### (タ行)

#### 等価騒音レベル

変動する騒音のレベルの平均値のこと。平成11年度から騒音の環境基準を評価する際は、等価騒音レベルを用いることになった。

### (ヤ行)

#### 要請限度

騒音などにより人の健康や生活環境が被害を受けないとされている最低限度のこと。

## ダイオキシン類関係

### (タ行)

#### ダイオキシン類

有機塩素化合物のこと。ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーPCB、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンの総称。人体に発がん性作用をもたらす。

#### 毒性等量

ダイオキシン類の毒性を最も強いものを1として、その他のダイオキシン類の毒性を換算し、それらを足したものをあらわす。